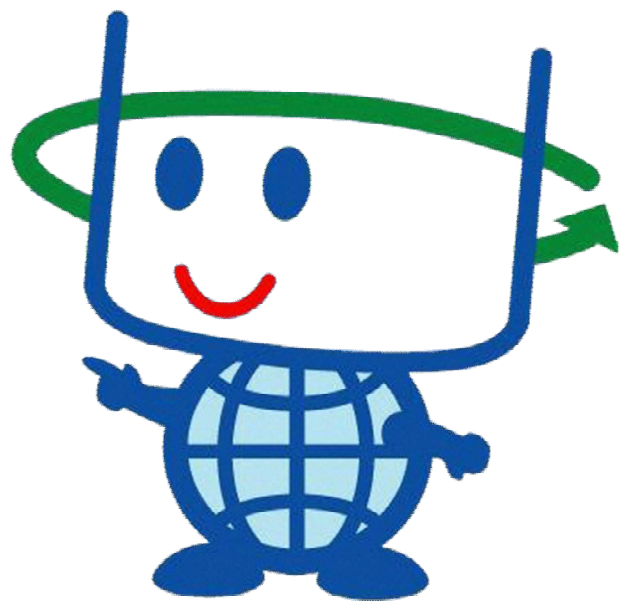


第2章

廿日市市の姿



廿日市市環境マスコットキャラクター
ハーツくん

1. 廿日市市の社会的環境等

1. 沿革

本市は、広島県の南西部に位置し、北は安芸太田町及び島根県、東は広島市、西は大竹市及び山口県に接し、南は瀬戸内海に面する面積489.49km²のまちです。

本市は、古くから山陽道が整備されて駅が置かれ、平安時代には平清盛が厳島神社を造営しました。中世以降は、中国山地産の木材の集積を基盤とした木材産業のまちとなり、山陽道（西国街道）の廿日市本陣を中心に発展しました。市町村制施行以後は、明治22（1889）年に佐伯郡廿日市町と現在の市域に含まれる町村が発足しました。

高度経済成長期以降は、隣接する広島市のベッドタウンとして急速に発展を遂げ、昭和63（1988）年に廿日市市が発足しました。その後、平成の大合併により、平成15（2003）年に佐伯町・吉和村と、平成17（2005）年に大野町・宮島町と合併し、5つの地域からなる現在の本市の姿となりました。

なお、廿日市という名称は、厳島神社の年4回の祭礼の最終日がいずれも20日であったことから、鎌倉時代中期には毎月20日に市が立つようになり、現在の本町周辺で中世以来開かれていた「廿日（はつか）の市」に由来します。

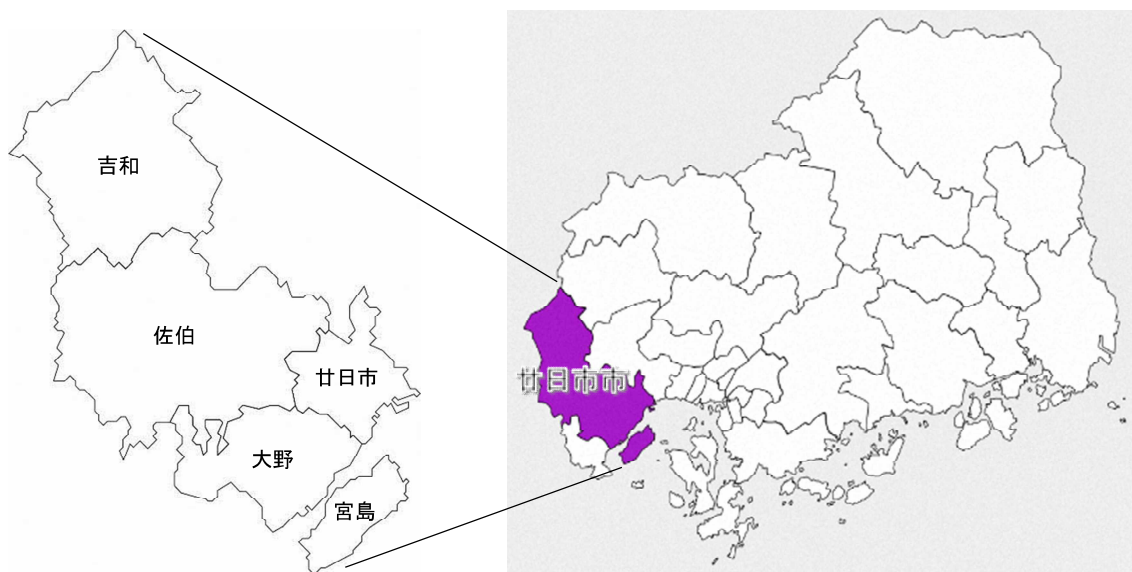
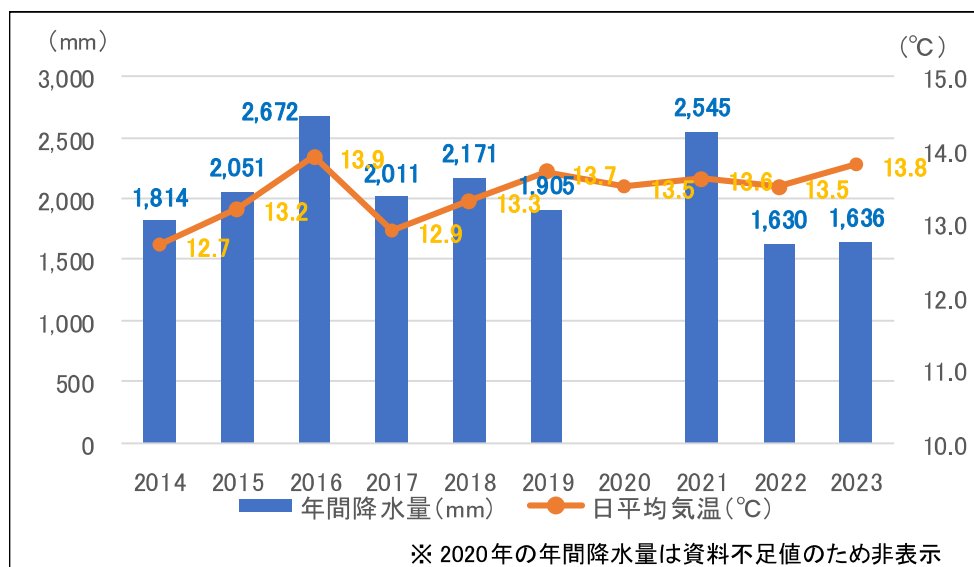


図2-1-1 廿日市市の位置と5つの地域

2. 気候

1,000mを超える中国山地から瀬戸内海まで南北に広い本市の気候は、地域によって大きく異なります。沿岸部（廿日市・大野・宮島地域）は瀬戸内海式気候に属し、年間を通して温暖・少雨です。中央部にある佐伯地域は、中山間地域であり、冷涼・多雨の傾向にあります。内陸部にある吉和地域は、市内で唯一日本海側気候に属し、沿岸部に比べて気温が低く、豪雪地帯対策特別措置法による「豪雪地帯」に指定されています。廿日市津田観測所での年間降水量と日平均気温は図2-1-2のとおりで、年間降水量は1,600mmから2,600mm、日平均気温は13℃前後です。最低気温は-10℃以下となる年もあります。



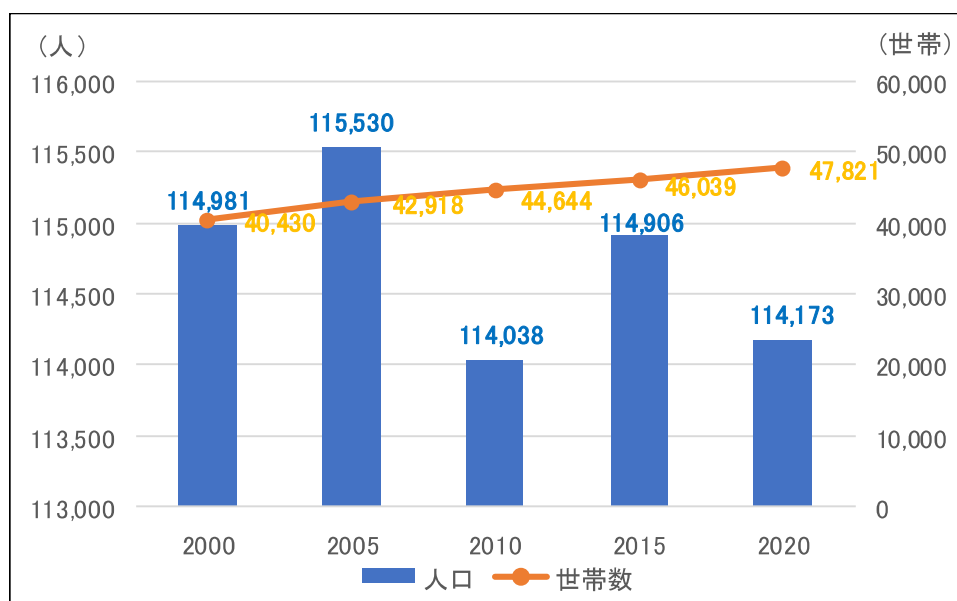
資料：気象庁

図 2－1－2 廿日市津田観測所での年間降水量と日平均気温

3. 人口

本市の人口（住民基本台帳人口）は、令和 6（2024）年 4 月 1 日現在、人口 115,658 人、世帯数 53,630 世帯で、高齢化率は 31.6%です。

国勢調査におけるここ 20 年の人口と世帯数の推移をみると、人口は 11 万 5 千人前後で増減を繰り返していますが、世帯数は一貫して増加しています。



資料：国勢調査

図 2－1－3 廿日市の人口と世帯数の推移

4. 交通

鉄道は、ＪＲ山陽本線が沿岸部を東西に走り、市内には廿日市駅、宮島口駅など６つの駅があります。ＪＲ山陽本線と並走して、宮島口まで広島電鉄宮島線が走っています。

道路は、南部の沿岸部を山陽自動車道及び広島岩国道路、北部の山間部を中国自動車道の高速道路が東西に走っています。また、大動脈として一般国道２号と西広島バイパスが沿岸部を東西に走り、一般国道１８６号や一般国道４３３号と一般国道４８８号が吉和地域と沿岸部を結んで南北に走っています。

航路は、宮島にアクセスする航路として、宮島口と宮島を結ぶ宮島航路のほか、広島港と宮島を結ぶ瀬戸内シーラインや広島市の元安棧橋と宮島を結ぶアクアネット広島の世界遺産航路などがあります。

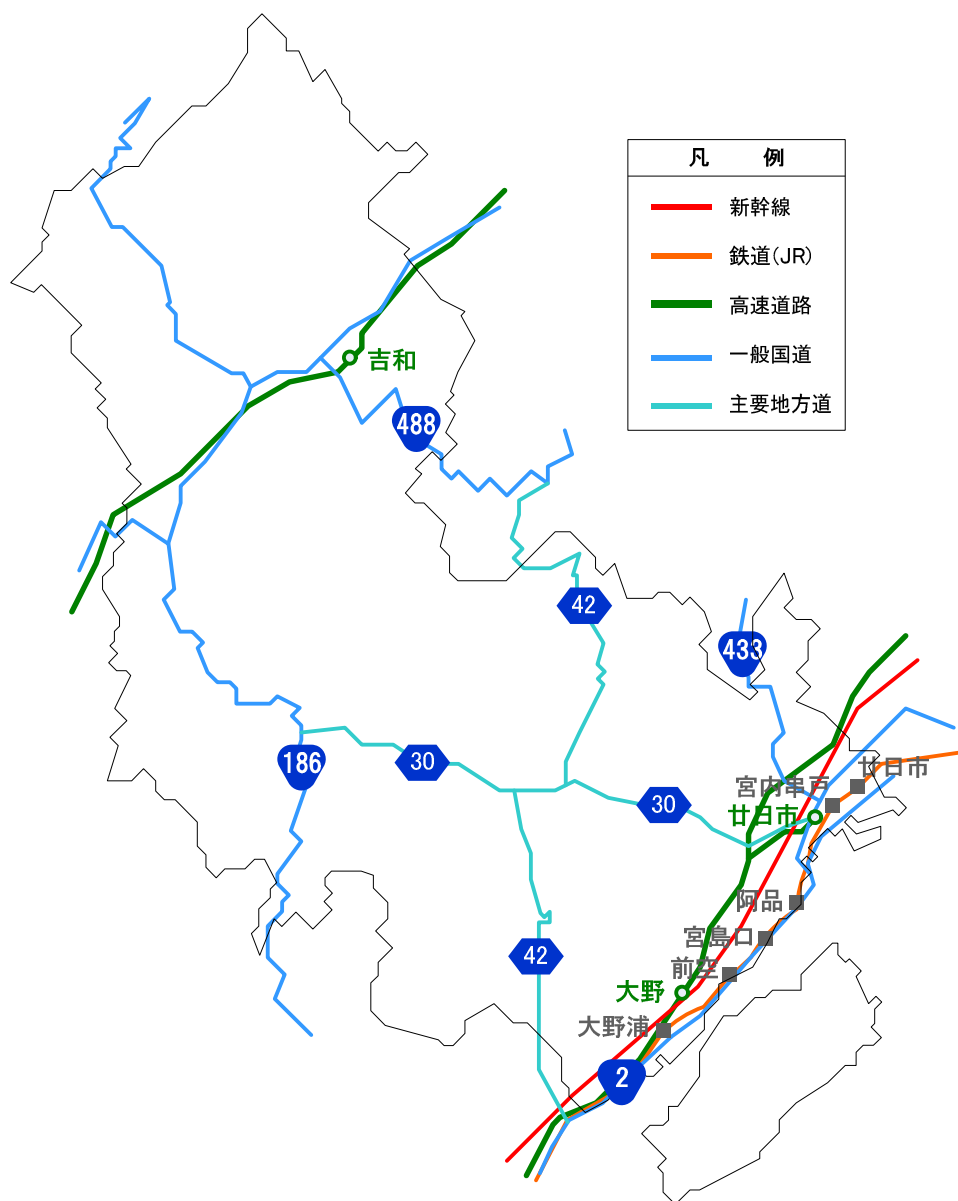


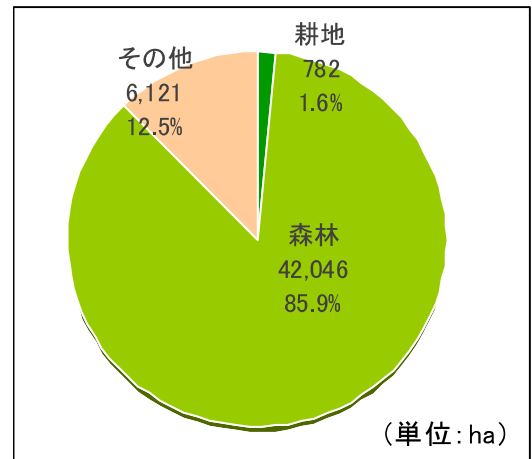
図 2-1-4 交通網

5. 土地利用

本市の土地面積（令和5（2023）年4月1日現在）は森林が85.9%を占め、県内では安芸太田町の88.4%に次いで森林の割合が高く、森林が市域の大部分を占めています。

平成30（2018）年3月に策定された「廿日市市都市計画マスタープラン」によれば、市街地は、1960年代から丘陵部における大規模な住宅開発や臨海部の埋立などが行われた沿岸部の廿日市、大野地域に集中しているほか、佐伯地域の主要地方道廿日市佐伯線や一般県道沿いにも見られます。

将来の土地利用については、「廿日市市都市計画マスタープラン」（平成30（2018）年）において、多様な地域特性をいかすことを整備方針とし、特に市域面積の多くを占める自然的土地利用においては、農地の保全・活用や森林の保全・活用をうたっています。



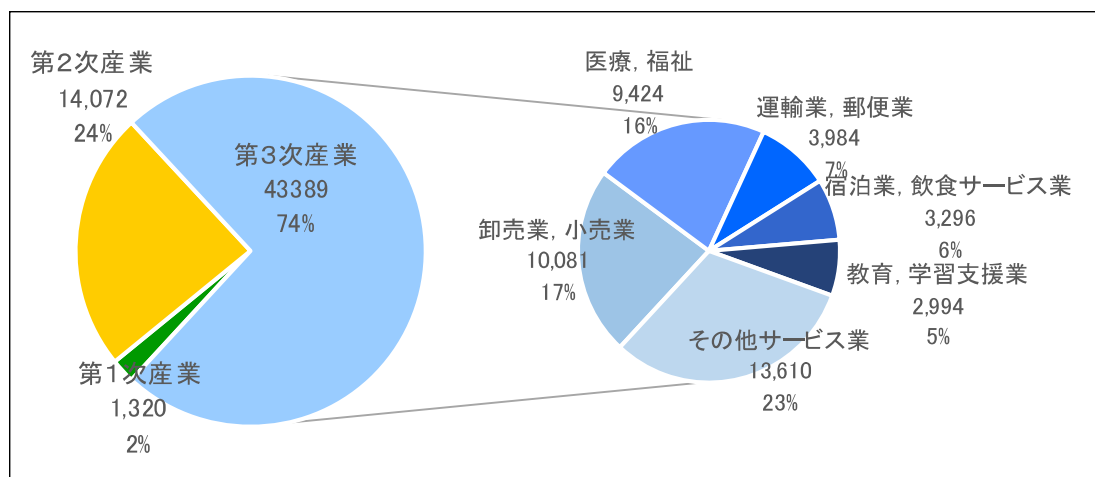
資料：広島県農林水産局、令和5年度
林務関係行政資料、令和5年10月

図2-1-5 土地面積

6. 産業

(1) 産業別就業者数

本市の令和2（2020）年の産業別就業者数の割合は、第1次産業2%、第2次産業24%、第3次産業74%で、最も多い第3次産業の内訳は多い順に卸売・小売業17%、医療・福祉16%、運輸・郵便業7%、宿泊業・飲食サービス業6%、教育・学習支援業5%となっています。



資料：総務省統計局、令和2年国勢調査

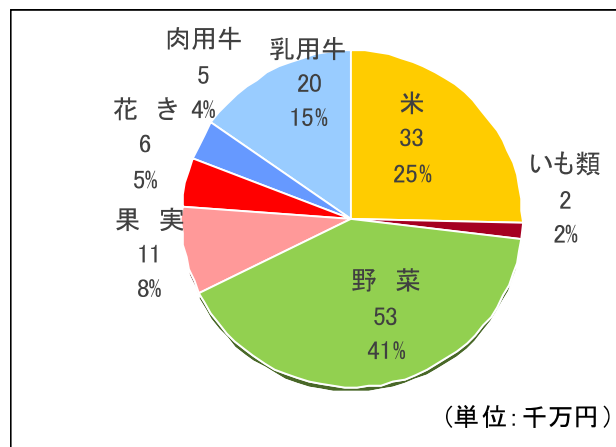
図2-1-6 産業別就業人口

(2) 農林水産業

令和2（2020）年農林業センサスによれば、農業については本市の経営耕地面積は田265ha、畑65ha、樹園地16haの346haで、農業経営体数は426経営体です。また、令和4（2022）年の農業産出額（推計）は13億5千万円で、野菜が5億3千万円と最も多く、次いで米3億3千万円、乳用牛2億円でした。

林業については本市の林業経営体数は24経営体で、うち15経営体は個人経営です。また、素材生産量は7,614m³でした。

平成30（2018）年漁業センサスによれば、水産業については本市の漁業経営体数は137経営体で、うち採貝・採藻が59経営体、カキ養殖が55経営体です。「地御前かき」や「大野のアサリ」は本市のブランド産品です。

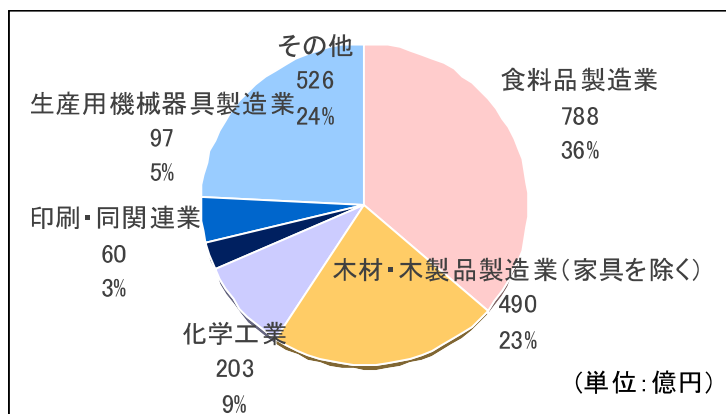


資料：農林水産省、令和4年市町村別農業産出額

図2-1-7 農業産出額

(3) 工業

令和5（2023）年の本市の製造業の事業者数は191事業所、従業員数は7,735人、製造品出荷額は2,169億円です。製造品出荷額は、食品製造業が788億円で最も多く、次いで木材・木製品製造業（家具を除く）が490億円で、この2業種で本市の製造品出荷額の59%を占めています。これは、規模の大きな食料品製造業の本社や工場が立地すること、西日本有数の木材専門港である木材港を有し、輸入木材に関連した産業が盛んであることによります。木工については、昔から木工ろくろ技術と木工玩具の生産地であった本市は、「けん玉発祥の地」として知られています。



資料：経済産業省、2023年経済構造実態調査（製造業事業所調査）

図2-1-8 製造品出荷額

（４）商業

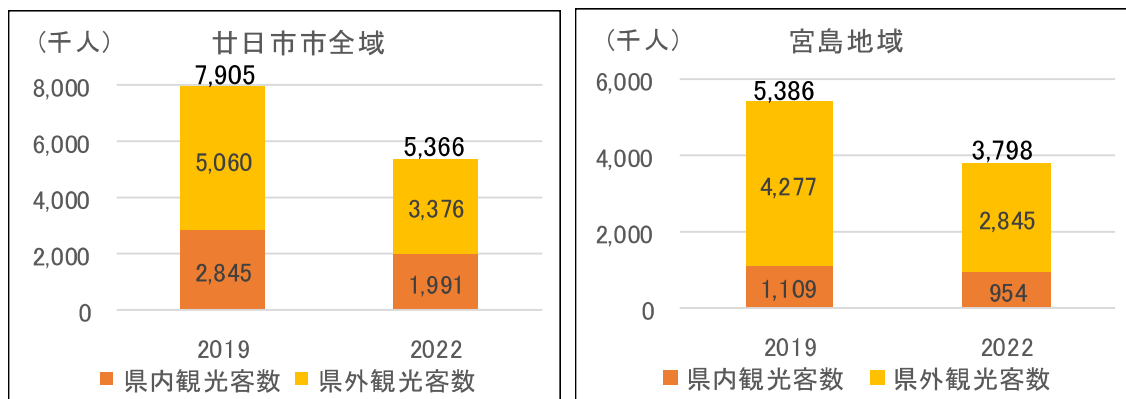
経済センサスによれば、本市の令和3（2021）年の事業所数は1,035事業所、従業員数は9,380人、年間商品販売額は2,755億円でした。

大型商業施設は、廿日市市シビックコア地区、新宮、阿品に立地しています。

7. 観光

日本三景のひとつである宮島（厳島）は、厳島神社が世界遺産にも指定されているほか、島全域が国の特別史跡及び特別名勝に指定され、本市を代表する観光地であり、内外の多くの人々が来訪します。瀬戸内海から中国山地まで広がる広い市域には自然資源にも恵まれ、廿日市地域の極楽寺やアルカディア・ビレッジ、大野地域のおおの自然観察の森や妹背の滝、佐伯地域の岩倉ファームパークや道の駅スパ羅漢、吉和地域のもみのき森林公園、ウッドワン美術館や潮原温泉・女鹿平温泉など多くの観光資源があります。

本市の令和4（2022）年の総観光客数は536万6千人、うち宮島地域は379万8千人でしたが、令和4（2022）年はまだコロナ禍による影響下にあったため、特異なデータとなっています。まだコロナ禍の影響のなかった令和元（2019）年の総観光客数は790万5千人、うち宮島地域は538万6千人で、宮島地域の県外観光客の割合は79%を占めています。



※ 数値は単位未満の端数処理を行っているため、項目計で一致しない場合がある。

資料：廿日市市、データで見るはつかいち

図 2-1-9 発地別観光客数

宮島については、「宮島エコツーリズム推進協議会」が平成29（2017）年に設置され、「宮島エコツーリズム推進全体構想」を策定し、令和2（2020）年に認定を受けました。

エコツーリズム推進全体構想とは、エコツーリズム推進法に則り、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かした「エコツーリズム」を推進するに当たり、具体的な推進方策を定めたもので、エコツーリズムを通じた自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の推進を図るものです。その認定は、環境省・農林水産省・国土交通省・文部科学省の各大臣によって行われます。

2. 自然環境

現 状

1. 地勢

本市の地勢は、北の中国山地の脊梁部から南の瀬戸内海まで南北に長く、中国山地の南斜面を形成しています。中国山地の南斜面の地形の特徴は、3段の階段状の山地によって構成されていることです。すなわち、中国山地の高位面（脊梁山地面）、中位面（吉備高原面）、低位面（瀬戸内面）の3段の隆起準平原です。瀬戸内海から中国山地まで広がる市域を持つ本市は、この三段構造が一つの市域の中で見られる県内唯一のまちです。

高位面には県内第2位の標高の冠山（1,339m）、3位の十方山（1,319m）、鬼ヶ城山、大峰山などがそびえ、隆起準平原は上流部の吉和地域を流れる太田川や小瀬川及びその支流によって浸食され、羅漢峡や万古溪、中津谷や細見谷、東山溪谷などの溪谷が形成されています。瀬戸内海には宮島（厳島）が浮かび、標高535mの弥山がそびえています。

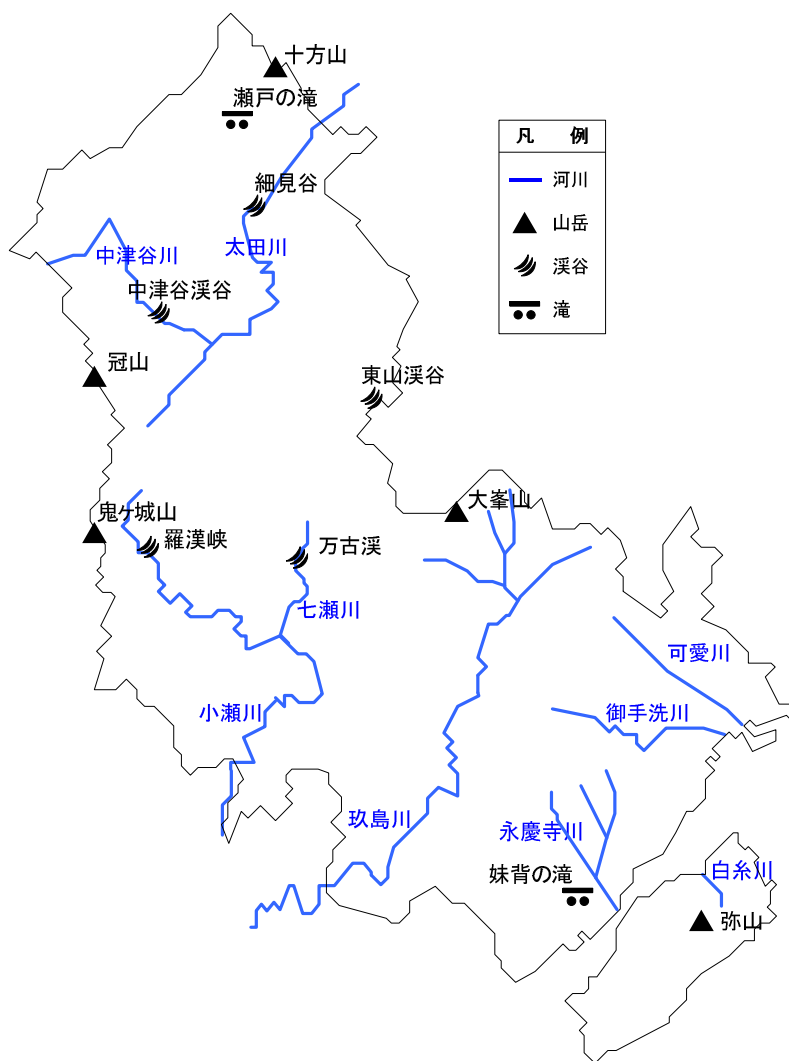


図2-2-1 廿日市市の地勢

2. 自然資源

本市の自然資源は図2-2-2のとおりです。

宮島と極楽寺山は瀬戸内海国立公園の特別地域、中国山地の脊梁部は西中国山地国定公園に指定されています。広島県自然環境保全条例により、万古溪と大峯山は県自然環境保全地域※、東山溪谷は緑地環境保全地域※に指定されています。

野外レクリエーション施設として、もみのき森林公園やおおの自然観察の森があります。おおの自然観察の森のベニマンサク群叢は県天然記念物に指定されています。また、潮原温泉、女鹿平温泉、宮浜温泉などの温泉があります。

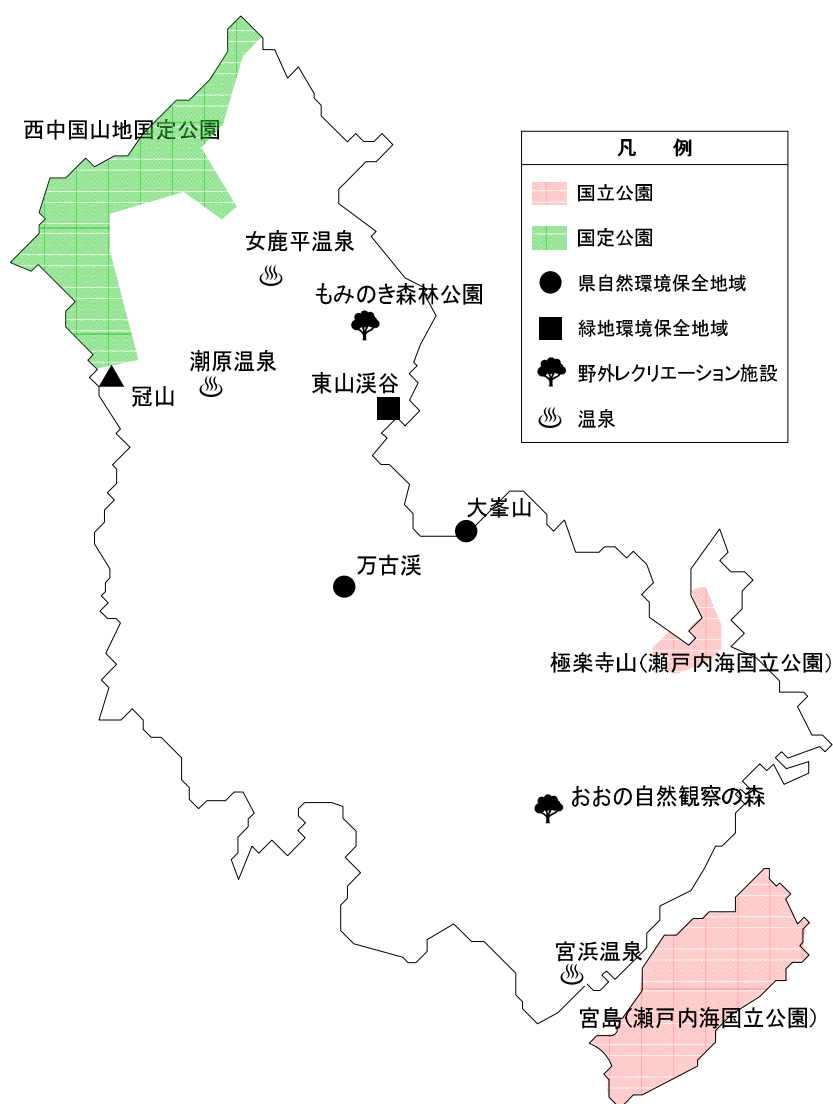


図2-2-2 自然資源

※ **県自然環境保全地域**：広島県自然環境保全条例により指定された、一定の条件を満たし、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要な地域。指定を受けると、これに定められた行為に対して知事の許可が必要となる。

※ **緑地環境保全地域**：県自然環境保全地域以外の区域で一定の条件を満たし、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが地域の住民の良好な生活環境の維持に資すると認められる地域で、広島県自然環境保全条例により指定される。指定を受けると、これに定められた行為に対して知事の許可が必要となる。



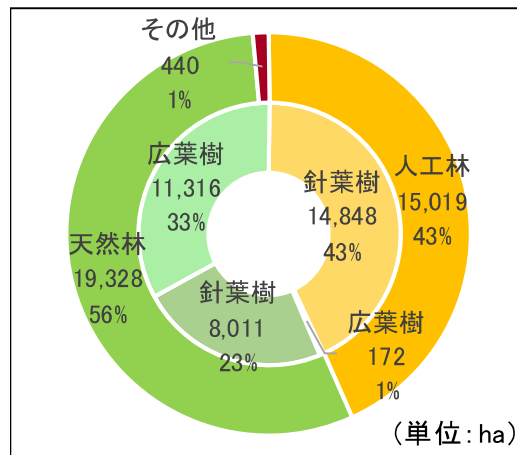
写真 左) もみのき森林公園 右) 女鹿平温泉（クヴェーレ吉和）

3. 植物

(1) 森林

本市の森林42,046haのうち国有林は17.3%の7,259ha、民有林は82.7%の34,787ha（令和5（2023）年4月1日現在）です。民有林の林種別面積は図2-2-3のとおりで、スギ、ヒノキ、マツ等から成る針葉樹の人工林が43%、広葉樹の天然林が33%となっています。

林野庁などから冠山一帯は「水源の森百選」に、もみのき森林公園は「森林浴の森百選」に選定されています。



資料：広島県農林水産局. 令和5年度林務関係行政資料. 令和5年10月

図2-2-3 民有林林種別面積

(2) 植物相

本市の森林植生は、自然植生の落葉広葉樹林（ブナ林）と温暖帯針葉樹林（モミ林、ツガ林）、代償植生※である落葉広葉樹二次林（ミズナラ林、コナラ林）、常緑広葉樹二次林（シイ・

※ 代償植生：農耕地や人工林のほか、伐採などによって成立した里山や草原など、様々な人為的影響が加えられた後に成立した植生のこと。人間の手が加えられていない植生である自然植生の対語として使われ、日本で現在見られる植生である現存植生のほとんどを占める。

カシ二次林)、常緑針葉樹二次林(アカマツ林)、人為植生であるスギ・ヒノキ植林、竹林、伐採跡地群落で構成されています。

中国山地では冠山周辺にブナ林が見られ、細見谷にはサワグルミの渓谷林があります。沿岸部では極楽寺山にモミ・ツガ林が見られ、羅漢峡にはコウヤマキ林があります。おおの自然観察の森では県指定天然記念物のベニマンサク群落が見られます。宮島には国指定天然記念物の弥山原始林が見られます。

(3) 特定植物群落、巨樹・巨木

環境省が昭和59(1984)年度から昭和61(1986)年度にかけて行った第3回自然環境基礎調査により、本市では重要な植物群落として図2-2-4のような特定植物群落が選定されています。また、環境省が昭和63(1988)年度に行った第4回自然環境基礎調査により、本市では同図のように巨樹・巨木として原(極楽寺)のアカガシと宮島の3本のクスノキが選定されています。

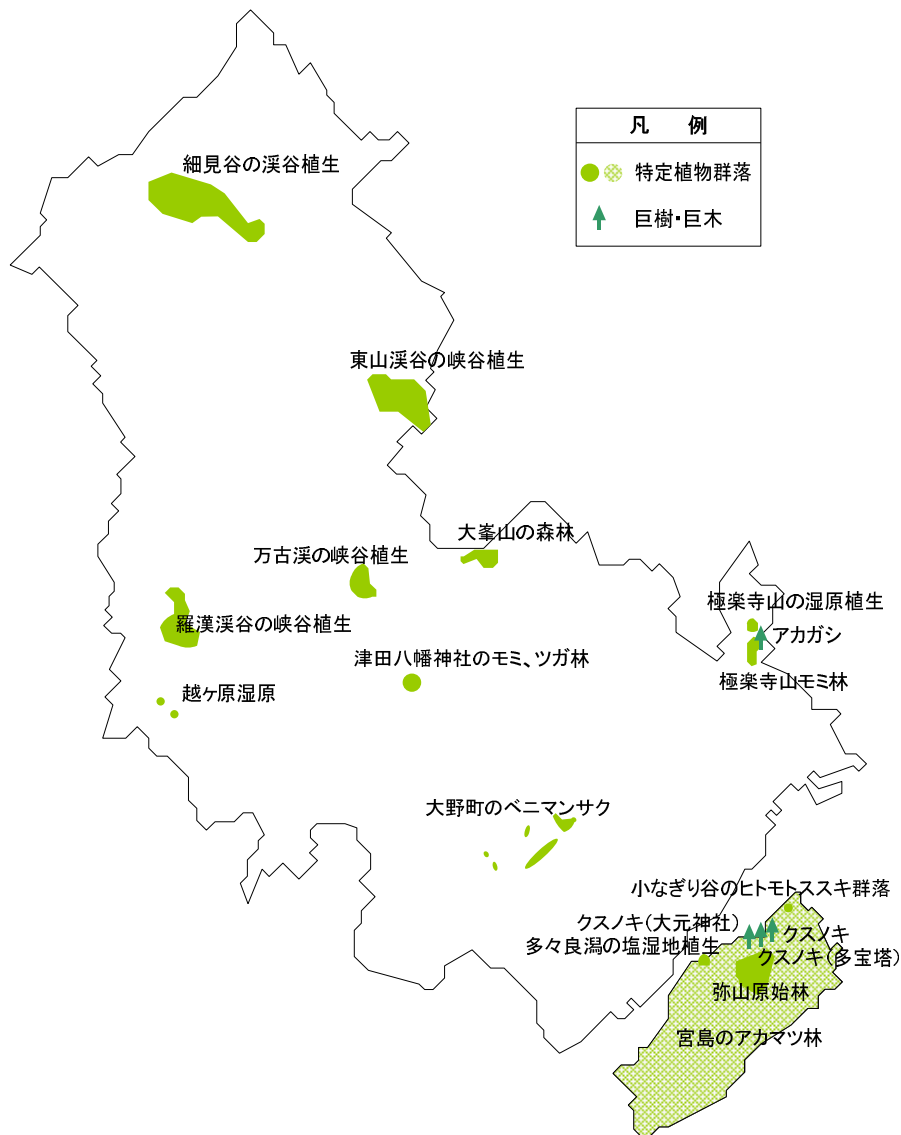


図2-2-4 特定植物群落、巨樹・巨木

(4) 希少野生植物

「広島県の絶滅のおそれがある野生生物（第4版）（レッドデータブックひろしま2021）」（以下、「RDB広島」と言う。）において、産地情報として本市があげられている希少野生植物は資料編の表 資10～14のとおりです。本市には、種子植物だけでも絶滅危惧Ⅰ類16種、絶滅危惧Ⅱ類44種、準絶滅危惧55種、情報不足4種の計119種の生育が確認されています。

本市に生育する絶滅危惧Ⅰ類16種のうち半分近くの7種が宮島を産地、絶滅危惧Ⅱ類44種のうち3割の13種が吉和を産地、準絶滅危惧55種のうち20種が宮島を産地、14種が吉和を産地としており、原始林の残る宮島と中国山地脊梁部の吉和は、希少野生植物にとって重要な生育地となっています。希少野生植物のうち、いずれも絶滅危惧Ⅰ類のシロシャクジョウ、ゴマシオホシクサ、タチハコベ、モロコシソウは県内では宮島だけ、ルリミノキは大野だけ、ヒナチドリは本市だけで確認されているものです。

4. 動物

(1) 希少野生動物

瀬戸内海から中国山地まで広がり、様々な環境を有する本市には、森林に生息するニホンツキノワグマ、海洋に生息するシロエリオオハム、河川に生息するオオサンショウウオなど多様な環境に様々な野生動物が生息しています。

RDB広島において、産地情報として本市があげられている希少野生動物は資料編の表 資1～9のとおりです。これらの中で、法令の指定を受けているものを整理すると表2-2-1のようになります。

中でもオオサンショウウオは、国の特別天然記念物であるだけでなく、国際的にも国際希少野生動植物種※に指定され、ワシントン条約附属書Ⅰ※掲載種となっています。また、日本では宮島にしか生息していないミヤジマトンボは、国際自然保護連合（IUCN）が絶滅危惧Ⅱ類（VU）に選定しているほか、「広島県野生生物の種の保護に関する条例」により、ただ1種、特定野生生物種に指定されています。



写真 左)オオサンショウウオ 右)ミヤジマトンボ

※ 国際希少野生動植物種：種の保存法により、二国間渡り鳥等保護条約に基づき相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種、及びワシントン条約附属書Ⅰに掲載された種について指定したもの。

※ ワシントン条約附属書Ⅰ：ワシントン条約は、絶滅のおそれのある野生動植物種の国際取引について、輸出国と輸入国とが協力して規制を実施することで、野生動植物種の絶滅を防止し、それらの種の保全を図ることを目的とした条約。附属書Ⅰは、絶滅のおそれが高く、取引による影響を受けているか受ける可能性があるため、取引を特に厳重に規制する必要のある種を掲載したもの。

表 2-2-1 廿日市市に生息する法令指定種

分類群	種名	カテゴリー	産地情報	法令指定
哺乳類	ニホンツキノワグマ	絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN)	廿日市、佐伯、吉和	広島県指定野生生物種
	ヤマネ	準絶滅危惧 (NT)	廿日市、佐伯、吉和	国指定天然記念物 (地域を定めず)
鳥類	シロエリオオハム	絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN)	宮島	広島県指定野生生物種
	イヌワシ	絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN)	吉和	国指定天然記念物 国内希少野生動植物種
	クマタカ	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)		国内希少野生動植物種
両生類	オオサンショウウオ	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	廿日市、大野、佐伯、吉和	国特別天然記念物 国際希少野生動植物種 ワシントン条約附属書Ⅰ掲載種
	チュウゴクブチサンショウウオ	準絶滅危惧 (NT)	廿日市、佐伯、吉和	国内希少野生動植物種
	シコクハコネサンショウウオ	情報不足 (DD)	吉和	国内希少野生動植物種
昆虫類	ミヤジマトンボ	絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN)	宮島	国際自然保護連合(IUCN)が絶滅危惧Ⅱ類(VU)に選定 広島県特定野生生物種
	カシワアカシジミ(キタアカシジミ)冠高原亜種	絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN)	吉和	国内希少野生動植物種

※ 「産地情報」が空欄のものは、産地が「廿日市市」のもの。

また、ミヤジマトンボは、生息地宮島がラムサール条約に登録されるきっかけとなったほか、広島県の環境のプラットホーム「エコひろしま」のマスコット「みゃんぼー」のモデルであり、男子プロバスケットボールリーグ（Ｂリーグ）の広島チーム「広島ドラゴンフライズ」の名前の由来ともなっており、本市だけでなく広島県のシンボルとなっています。



資料：広島県環境情報サイト～エコひろしま～マスコット「みゃんぼー」

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/>

図 2-2-5 みゃんぼー

(2) 鳥獣被害

イノシシなどによる農作物被害は本市全域でみられ、年間を通じ水稲・野菜等を中心として被害が発生し、住宅地周辺への出没や道路法面や園地での掘り返しも発生しています。また、サルによる農作物の被害もみられます。

多くの野生生物の生息環境となる里地里山や森林は、農林業の後継者不足などにより荒廃が進行しています。

表 2-2-2 鳥獣被害の現状（令和 4（2022）年度）

鳥獣	品目	被害額（千円）	被害面積（a）
イノシシ	水稲、果樹、野菜、イモ類	1,052	182
サル	果樹、野菜、イモ類	51	6.3
タヌキ	水稲、果樹、野菜、イモ類	84	3.8
クマ	果樹	不明	不明
カラス	野菜、イモ類	21	9
アナグマ	果樹、野菜、イモ類	不明	不明
ヌートリア	水稲、野菜、イモ類	4	0.2
シカ	不明	不明	—
カワウ	魚類（アユ、マス類、メバル等）	不明	—
アライグマ	野菜	4	0.2
ハクビシン	野菜	3.2	6.0

※ クマ、ヌートリアの被害については平成 30 年度の被害数値を参照

資料：廿日市市、廿日市市鳥獣被害防止計画



写真 左)ヌートリア 右)アライグマ

課題

- 本市に生息する様々な希少野生動物の保護に努めていく必要があります。様々な生きものはその種だけでなく、多くの生きものとのかかわりの中で生息しており、生息環境も含め、生態系全体を保全していく必要があります。
- 従って、レッドデータブック掲載種のような希少種だけでなく、普通種についても配慮していく必要があります。以前は本市でも普通に見られたアカハライモリやトノサマガエル、アキアカネ（赤とんぼ）は既に存続基盤が脆弱な種（準絶滅危惧）となっています。
- 国特別天然記念物のオオサンショウウオは、他県ではチュウゴクオオサンショウウオとの交雑種が確認されており、県内に侵入すれば在来個体群に深刻な影響を与えるおそれがあり、注意が必要です。
- 特定野生生物種のミヤジマトンボは、台風や集中豪雨による生息地への土砂の流入や海砂の堆積、生息環境のヒトモトススキのイノシシによる食害などにより脆弱な生息地が狭小化しており、生息地の適切な維持管理の継続が必要です。
- アルゼンチンアリなどの外来生物※により、生態系が脅かされています。

5. 法令による保全

(1) 法適用

本市の自然環境に係る法適用は図2-2-2及び表2-2-3のとおりです。

特に宮島は、全域が瀬戸内海国立公園、特別史跡及び特別名勝に指定され、弥山山頂付近と北側斜面は暖帯の貴重な極相林となっており、国立公園の特別保護地区に指定されています。また、弥山原始林が国指定天然記念物、弥山原始林と前面の海を含む厳島神社が世界文化遺産、南西部の沿岸域がラムサール条約湿地※に登録されています。

※ **外来生物**：国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。外来生物のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

西中国山地国定公園の冠山には、県天然記念物の冠高原のレンゲツツジの大群落があり、特別保護地区に指定されています。

表 2-2-3 法適用

区分	名称	面積（h a）
国立公園	瀬戸内海国立公園（宮島）	3, 0 2 0（特別地域 2, 8 1 7、特別保護地区 2 0 3）
	瀬戸内海国立公園（極楽寺山）	1 0 1
国定公園	西中国山地国定公園	5, 1 3 8
県自然環境保全地域	万古溪	6 4. 1
	大峯山	3 9. 8 9（広島市含む）
緑地環境保全地域	東山溪谷	5 3. 5（広島市含む）
特別史跡及び特別名勝	厳島	3, 0 3 9
国指定天然記念物	弥山原始林	1 5 8
世界文化遺産	厳島神社	4 3 1. 2
ラムサール条約湿地	宮島	1 4 2

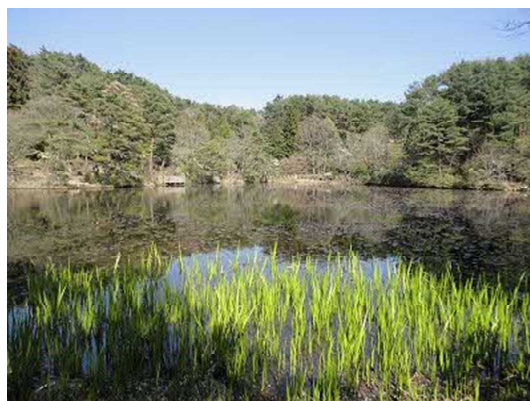
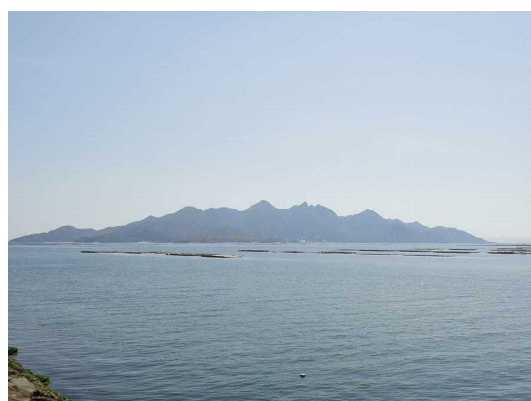


写真 左）宮島（全景） 右）極楽寺山（蛇の池）

（２）天然記念物

本市で、天然記念物の指定を受けている動植物等は表 2-2-4 のとおりです。現在、国、県、市を合わせて 27 種類が指定されています。

オオサンショウウオは、天然記念物のうち世界的に又は国家的に価値が特に高いものとして、国により特別天然記念物に指定されているとともに、国際希少野生動植物種、ワシントン条約附属書

※ ラムサール条約湿地：ラムサール条約は、水鳥を食物連鎖の頂点とする湿地の生態系を守る目的で制定された湿地の保存に関する国際条約で、同条約で定められた国際的な基準に従い指定・登録された湿地をラムサール条約湿地という。

I 掲載種にも指定されています。また、弥山原始林と大野町のベニマンサク群叢は、環境省により重要な植物群落として特定植物群落に選定されています。

表 2-2-4 天然記念物

種別	名称	員数	所在地	摘要
国指定 特別	オオサンショウウオ		地域を定めず	国際希少野生動植物種 ワシントン条約附属書 I 掲載種
国指定	ヤマネ		地域を定めず	
	押ヶ峠断層帯	1ヶ所	吉和下山大畑	
	弥山原始林		宮島町	特定植物群落
県指定	津田の大力ヤ	1本	津田大字横矢 1979	
	速田神社のツクバネガシ	1本	友田7	
	ベニマンサク群叢	1ヶ所	友田字広原山 219-43	
	冠高原のレンゲツツジ大群落	1ヶ所	吉和字吉和西 1581-1	
	ベニマンサク群叢	1ヶ所	大野町鴉ヶ岡・横撫	特定植物群落
市指定	極楽寺山水河礫層		原 617 及び 621	
	シャクナゲ群生地		宮内 475 及び 甲 756	
	イチョウ	1本	地御前四丁目 3-1	
	ハゼ	1本	地御前 2-73	
	ソテツ	1本	天神 3-6	
	イヌマキ・ケンポナシ・ムクロジ	3本	宮内 1701	
	コウヤマキ・ヒノキ	2本	原 2296	
	極楽寺のアカガシ	1本	原 2180	巨樹・巨木
	極楽寺の大杉	1本	原 2180	
	原のモリアオガエル		原 2028	
	原のツバキ	1本	原 2028	
	高野槇の群落	1ヶ所	羅漢峡・黒打谷	
	飯山・河内神社の社叢	1ヶ所	飯山	
	平谷・朴の木	1株	玖島 1685-1	
	大虫の枝垂れ桜	1株	虫所山 1321-2	
	まさき峠の六本杉	1株	虫所山	
	槇河のもみじ	3本	虫所山 512-1	

課 題

- ミヤジマトンボの生息地である宮島南西部のラムサール条約湿地は、台風や集中豪雨により土砂が流れ込み、形状が変化しています。

3. 生活環境

1. 大気

現 状

本市における令和5（2023）年度の大気汚染の測定結果は表2-3-1のとおりで、いずれの測定地点も環境基準※に適合しています。また、各項目の測定値の経年変化は、いずれも概ね横ばいとなっています。

表2-3-1 大気測定結果

測定地点	二酸化硫黄※ SO ₂ (ppb)	二酸化窒素※ NO ₂ (ppb)	浮遊粒子状物質※ SPM (mg/m ³)	光化学オキシ ダント※ (ppm)	降下ばいじん※ (t/k m ² /月)
環境基準	40	40～60 又はそれ以下	0.10	0.06	—
廿日市市役所	1.1	14.2	—	—	1.8
阿品台市民センター	1.0	9.2	—	—	—
さいき文化センター	1.4	6.3	—	—	1.9
浅原中央活性化センター	0.9	3.3	—	—	—
吉和市民センター	0.8	2.8	—	—	2.1
大野支所	1.3	9.4	—	—	1.5
宮島福祉センター	1.2	8.1	—	—	1.2
廿日市桂公園※	—	10.0	0.014	0.033	—

※ 廿日市桂公園は広島県による令和4年度測定結果

資料：廿日市市、ゼロカーボン推進課

広島県、令和5年度広島県環境データ集

※ **環境基準**：環境基本法に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音等に関し、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい国が定める基準。

※ **二酸化硫黄**：硫黄、硫黄分を含む燃料その他の物の燃焼に伴って生成される物質。主な発生源は工場や事業場であるが、船舶、自動車（ディーゼル車）からも排出され、無色、刺激臭のある気体で、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

※ **二酸化窒素**：物が燃えて高温になったとき、空気中の窒素や物に含まれる窒素が酸素と結合して生成される物質。主な発生源は工場や自動車、人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学オキシダントや酸性雨の主な原因物質の一つでもある。

※ **浮遊粒子状物質**：大気中に浮遊する粒子状物質は、物の燃焼により直接排出されたり、環境大気中での化学反応により生成される。発生源には、ばい煙発生施設、堆積場等の粉じん、自動車や船舶、航空機など人為起源のものと、土壌や海洋、火山等からの自然起源のものがある。浮遊粒子状物質は粒径が10μm以下の粒子状物質を指す。微小であることから大気中に長時間滞留し、肺や気管などに沈着して高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼす。

※ **光化学オキシダント**：大気中の二酸化窒素と炭化水素類が紫外線により光化学反応してできるオゾンを中心とする酸化性物質の総称。目や気管支などに刺激を与える。

※ **降下ばいじん**：大気中に排出されたすすなどのばいじんや、風により地表から舞い上がった粉じんなどのうち、比較的粒径が大きく重いために大気中で浮かんでいられずに落下（降下）するもの、あるいは雨や雪などに取り込まれて降下するもの。

課 題

- 大気測定に係るいずれの項目、測定地点とも環境基準に適合しており、測定値の経年変化も概ね横ばいで、特に問題はありません。

2. 水質

現 状

(1) 河川

本市における令和5（2023）年度の河川水質（BOD※（75%値※））の測定結果は表2-3-2のとおりです。類型指定※されている河川では、小瀬川水系の市野川合流点、太田川水系の西村養魚場前で環境基準に適合していませんでした。佐方川水系は類型指定されていませんが、近隣の河川が指定されているB類型（BOD3.0mg/L以下）をあてはめると、環境基準を超過しています。また、各測定地点の測定値の経年変化は、いずれも概ね横ばいとなっています。



※ **BOD**：水質汚濁の指標のひとつで、値が大きいほど水質が汚濁していることを意味する。日本語では「生物化学的酸素要求量」と言い、水中の汚濁物質（有機物）が微生物によって分解されるときに必要な酸素量で表す。BODは河川の自浄作用と同じ作用を利用した測定方法であり、河川の汚れを調べる時に用いられる。

※ **75%値**：年間の日間平均値の全データをその値が小さいものから順に並べて0.75×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値のことをいう。年間を通して4分の3の日数はその値を超えない水質レベルを示すという意味を持つ。

※ **類型指定**：水質汚濁に係る環境基準及び騒音に係る環境基準において、基準値を当てはめるための水系や地域の区分。基準値は類型ごとに定められている。類型は水系や地域の環境の状況や利用目的に応じて区分・指定されるが、指定のない水系や地域もある。

表 2－3－2 河川水質測定結果

(単位：mg/L)

水系	測定地点※	環境基準（類型）	BOD（75%値）※	達成状況※
可愛川水系	今田橋	3.0（B）	1.0	○
御手洗川水系	石原橋	3.0（B）	0.8	○
	明石橋	3.0（B）	0.8	○
玖島川水系	中山川合流	2.0（A）	1.1	○
	泉水川合流	2.0（A）	0.9	○
小瀬川水系	市野川合流点	1.0（AA）	1.3	×
	林川合流	—	1.0	（○）
	七瀬川合流	1.0（AA）	0.7	○
	飯山	1.0（AA）	0.9	○
太田川水系	西村養魚場前	1.0（AA）	1.2	×
	中津谷川合流	1.0（AA）	0.7	○
	清水原橋下流	1.0（AA）	1.0	○
永慶寺川水系	高見川合流	3.0（B）	0.8	○

※ 達成状況で「（ ）」のものは類型指定されていないが、近隣の河川が指定されている類型をあてはめて評価したもの。

資料：廿日市市、ゼロカーボン推進課

(2) 湖沼

本市では、渡ノ瀬ダム貯水池（渡ノ瀬貯水池）が広島県の湖沼水質の測定地点となっています。令和4（2022）年度の湖沼水質の測定結果は表2-3-3のとおりで、COD※は環境基準を達成していますが、全窒素※及び全りん※は環境基準を超過しています。

表2-3-3 渡ノ瀬ダム貯水池（渡ノ瀬貯水池）の水質測定結果

(単位：mg/L)

項目	環境基準（類型）	測定値※	達成状況
COD	3.0（湖沼A）	2.8	○
全窒素	0.2（湖沼Ⅱ）	0.38（平均値）	×
全りん	0.01（湖沼Ⅱ）	0.020（平均値）	×

※ 測定値で「(平均値)」とあるものは年間平均値。

資料：広島県、令和5年度広島県環境データ集

(3) 海域

本市では、大野瀬戸東が海域水質の測定地点となっています。令和5（2023）年度の海域水質の測定結果は表2-3-4のとおりで、全窒素は環境基準を達成していますが、COD及び全りんは環境基準を超過しています。

表2-3-4 大野瀬戸東の水質測定結果

(単位：mg/L)

項目	環境基準（類型）	表層	中層	達成状況
COD	2.0（A）	2.5	2.3	×
全窒素	0.3（Ⅱ）	0.22	0.20	○
全りん	0.03（Ⅱ）	0.031	0.026	×

※ 測定値は年間平均値。

資料：廿日市市、廿日市市の環境 第38集（令和6年度廿日市市環境年次報告書）、令和6年12月

課 題

- 小瀬川水系及び太田川水系の河川で環境基準を達成していない地点があります。
- 湖沼の渡ノ瀬ダム貯水池（渡ノ瀬貯水池）の水質は、CODは環境基準を達成していますが、全窒素及び全りんは環境基準を超過しています。

※ COD：BODと同様、水質汚濁の指標のひとつで、値が大きいほど水質が汚濁していることを意味する。日本語では「化学的酸素要求量」と言い、酸化剤を加えて水中の汚濁物質（有機物）と反応（酸化）させたときに消費する酸化剤の量に対応する酸素量で表す。水が滞留する湖沼や海域では、微生物では分解されにくい有機物による汚染も評価する必要があるため、CODが用いられる。

※ 全窒素：水中に含まれる無機及び有機窒素化合物中の窒素の総量。

※ 全りん：水中に含まれる無機及び有機リン化合物中のリンの総量。

- 海域の大野瀬戸東の水質は、全窒素は環境基準を達成していますが、COD及び全りんは環境基準を超過しています。

3. 騒音

現 状

(1) 本市の騒音とその調査の概要

本市には、一般国道2号、同西広島バイパス及び山陽自動車道という交通量の多い主要幹線道路があり、これらの交通騒音の実態を把握するため、騒音マップ調査と騒音レベル調査（24時間調査）との2つの調査を行っています。

また、本市の周辺には、山口県岩国市に岩国飛行場があり、米海兵隊・海軍、自衛隊及び民間機が使用しています。本市の上空では軍用機等による低空飛行が確認されています。



(2) 騒音マップ調査

15地点で行われている騒音マップ調査の令和5（2023）年度の調査結果は表2-3-5のとおりです。

なお、騒音に係る環境基準には、調査地点の種類として「一般地域」と「道路に面する地域」があり、「騒音に係る環境基準の地域の類型指定」として都市計画の用途地域別にAA，A，B，Cの類型が指定され、類型ごとに環境基準が定められています。また、「自動車騒音の限度」としてa，b，cの区域指定がされているものについては、それぞれ要請限度※が定められています。

等価騒音レベル※はNo. 8（前空六丁目4番（市道前空鯛ノ原線 道路端））、No. 12（友田407番地1（主要地方道廿日市佐伯線 道路端））の2地点で環境基準を超過していますが、要請限度は下回っています。

※ **要請限度**：自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損われていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度。

※ **等価騒音レベル**：一定期間の平均的な騒音の程度を表す指標のひとつ。音の持つエネルギーに着目し、測定時間内における騒音レベルをそのエネルギーで平均して表したもの。変動騒音に対する人間の生理・心理的反応に比較的よく対応するため、環境騒音を評価するための評価量として多くの国で採用されている。

表 2-3-5 騒音レベル調査結果（騒音マップ調査）

（単位：dB）

No.	調査地点	調査地点の種類	地域の 類型	時間 区分	等価騒音 レベル	環境基準	区域の 区分	要請 限度
1	にれのき公園	一般地域	A	昼間	47	55	—	—
2	可愛公園	一般地域	C	昼間	48	60	—	—
3	グランドハイ ツ集会所横	一般地域	A	昼間	35	55	—	—
4	佐伯支所	一般地域	C	昼間	58	60	—	—
5	吉和支所	一般地域	B	昼間	47	55	—	—
6	県道 289 号栗 谷大野線	道路端	C	昼間	63	70	b	75
7	県道 289 号栗 谷大野線	道路背後地	B	昼間	53	65	—	—
8	市道前空綱ノ 原線	道路端	A	昼間	61	60	a	70
9	市道前空綱ノ 原線	道路背後地	A	昼間	48	60	—	—
10	etto 宮島交 流館	一般地域	B	昼間	50	55	—	—
11	宮島支所	一般地域	B	昼間	50	55	—	—
12	廿日市佐伯線	道路端	B	昼間	71	70	b	75
13	廿日市佐伯線	道路背後地	C	昼間	48	65	—	—
14	郡塚第3公園	一般地域	A	昼間	48	55	—	—
15	丸石2丁目	一般地域	B	昼間	50	55	—	—

※ 「時間区分」の昼間は6時から22時まで、夜間は22時から翌日6時までのことをいう。

※ 61 は環境基準を超過しているもの。

資料：廿日市市、廿日市市の環境 第38集（令和6年度廿日市市環境年次報告書）、令和6年12月

（3）騒音レベル調査（24時間調査）

騒音レベル調査は、年度により調査地点を変えて行っています。令和5（2023）年度は一般国道2号の2地点で行っており、調査結果は表2-3-6のとおりです。

なお、騒音に係る環境基準には、調査地点の種類の特例として「幹線交通を担う道路に近接する空間」が設けられており、本地点はこれに該当します。

等価騒音レベルは昼間・夜間のいずれも環境基準を超過していますが、要請限度は下回っています。

表 2-3-6 騒音レベル調査結果（24時間調査）

（単位：dB）

調査地点	地域の類型	時間区分	等価騒音レベル	環境基準	区域の区分	要請限度
上の浜二丁目1番 （一般国道2号）	C	昼間	71	70	c	75
		夜間	69	65		70
梅原一丁目1番 （一般国道2号）	C	昼間	71	70	c	75
		夜間	69	65		70

※ 「時間区分」の昼間は6時から22時まで、夜間は22時から翌日6時までのことをいう。

※ は環境基準を超過しているもの。

資料：廿日市市、廿日市市の環境 第38集（令和6年度廿日市市環境年次報告書）、令和6年12月

（4）航空機騒音

本市では、航空機騒音の実態を把握するため、3地点で測定を行っています。令和4（2022）年度の調査結果は、表2-3-7のとおりです。

表 2-3-7 航空機騒音の測定結果

調査地点	測定日数 （日）	発生回数 （回）	最大値 （dB）
阿品台市民センター	158	333	86
佐伯支所	163	402	88
吉和市民センター	131	354	93

※ 「測定日数」は、騒音レベル70dB以上の航空機騒音が観測された日数。「発生回数」は、その延べ回数。最大値は、測定された航空機騒音のうち、最大の騒音レベルの値。

資料：廿日市市、総務課

また、米軍機の航空機騒音発生状況は表2-3-8のとおりです。

表 2-3-8 米軍機の航空機騒音の発生状況

調査地点	米軍機低空飛行目撃情報		航空機騒音観測地点	
	目撃実日数（日）	目撃件数（件）	宮島（回）	八坂公園（回）
平成29年度	40	101	219	440
令和2年度	31	60	615	720
令和5年度	197	1,330	890	1,202

資料：広島県 地域政策局 国際課、中国四国防衛局 企画部 防音対策課

課 題

- 一般国道2号の大野（宮島口）で行った24時間調査では、等価騒音レベルは昼間・夜間のいずれも環境基準を超過していました。
- 15地点で行われている騒音マップ調査では、等価騒音レベルは市道前空鯛ノ原線、廿日市佐伯線の2地点で環境基準を超過していましたが、要請限度は下回っていました。
- 本市の上空では、軍用機などによる低空飛行が確認されており、航空機騒音が問題になっている地域もあります。

4. 化学物質

(1) ダイオキシン類※

現 状

本市でのダイオキシン類関係特定施設の届出は、大気基準適用施設として廃棄物焼却炉が8件となっています。(令和6(2024)年3月末現在)

本市では、大気、土壌、水質について、市内12地点でダイオキシン類濃度を測定しています。令和5(2023)年度の調査結果(TEQ値※)は表2-3-8のとおりで、令和4(2022)年度の全国調査結果の平均値、及び環境基準を大きく下回っています。

表2-3-8 ダイオキシン類環境調査結果

調査対象	調査地点	ダイオキシン類濃度	全国調査結果平均値	環境基準
大気 (pg-TEQ/m ³)	串戸市民センター	0.0074	0.015	0.6以下
	浅原中央活性化センター	0.0094		
	吉和市民センター	0.0095		
	大野支所	0.0090		
	宮島福祉センター	0.0078		
	宮島福祉センター(2回目)	0.0099		
土壌 (pg-TEQ/g-dry)	可愛川公園	1.00	2.3	1,000以下
	戸屋原集会所	0.24		
	大野学園	0.082		
水質 (pg-TEQ/L)	御手洗川(中流)	0.092	0.18	1以下
	佐方川(下流)	0.072		
	小瀬川・市野川合流点	0.078		
	永慶寺川水系(縄田)	0.075		

資料：廿日市市、廿日市市の環境 第38集(令和6年度廿日市市環境年次報告書)、令和6年12月

(2) 内分泌かく乱化学物質※

広島県による本市内の内分泌かく乱化学物質環境汚染状況調査の令和4(2022)年度の調査

※ **ダイオキシン類**：有機塩素化合物であり、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)とポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)の総称。物の燃焼過程等で生成され、極めて毒性が高い。かつて、ダイオキシン類による環境汚染が大きな問題となったことから、廃棄物焼却施設からの排出ガスに含まれるダイオキシン類を削減するため、大気汚染防止法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正された。

※ **TEQ値**：ダイオキシンは、異性体の混合物として環境中に存在し、毒性の強さは異性体によって異なる。ダイオキシン類の中でもっとも毒性の強い2,3,7,8-TCDD(四塩化ジベンゾパラジオキシン)の毒性を1として他のダイオキシンの毒性の強さを換算した係数を毒性等価係数といい、ダイオキシン類全体の毒性は、各々の毒性等価係数と濃度の積を足し合わせた値で示され、この単位をTEQ値(毒性等量)という。

※ **内分泌かく乱化学物質**：内分泌系の機能を変化させることにより、健全な生物個体やその子孫、あるいは集団(またはその一部)の健康に有害な影響を及ぼす外因性化学物質または混合物のこと。

結果は表2-3-9のとおりです。各内分泌かく乱化学物質は予測無影響濃度と比較して大きく下回っています。

表2-3-9 内分泌かく乱化学物質環境汚染状況調査結果（水質）（単位： $\mu\text{g/L}$ ）

河川名	地域名	ノニルフェノール	4-tert-オクチルフェノール	ビスフェノールA
御手洗川	金剛寺	< 0.05	< 0.01	< 0.01
予測無影響濃度		0.608	0.992	24.7

※ 予測無影響濃度は、内分泌かく乱作用を及ぼさない最大の濃度に10倍の安全率を乗じて設定された濃度。

資料：広島県、令和5年度広島県環境データ集

課題

- ダイオキシン類については、大気、土壌、水質のいずれの調査対象も全国調査結果の平均値、及び環境基準を大きく下回り、内分泌かく乱化学物質も予測無影響濃度と比較して大きく下回っており、特に問題はありません。

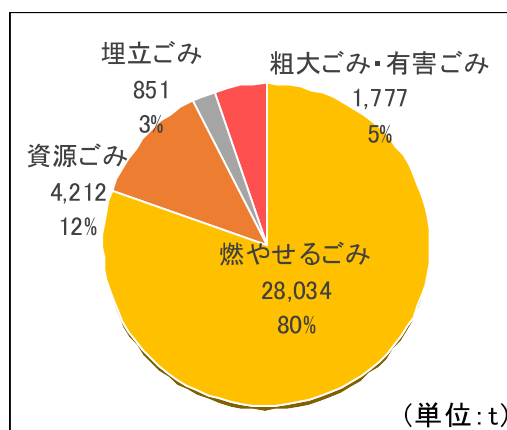
5. 廃棄物

現状

（1）ごみ処理量

本市の令和4（2022）年度のごみの年間処理量は34,874t、1人1日平均排出量は821g/人日でした。同年度の1人1日平均排出量は、広島県が850g/人日、全国が847g/人日で、これらをいずれも下回っています。

ごみの年間処理量の内訳は、燃やせるごみ28,034t、資源ごみ4,212t（集団回収含む）、粗大ごみ・有害ごみ1,777t、埋立ごみ851tでした。



資料：廿日市市、循環型社会推進課

図2-3-1 ごみの年間処理量の内訳

（２）ごみ処理施設

はつかいちエネルギークリーンセンターでは可燃ごみ、大型ごみと小型及び複雑ごみ、エコセンターはつかいち内のリサイクルプラザでは資源ごみと有害ごみを保管・処理しています。また、宮島清掃センターでは粗大ごみや不燃物の処理を行っています。

埋立ごみや焼却残渣は廿日市・大野・宮島地域の各一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。



写真 はつかいちエネルギークリーンセンター

（３）ごみ処理の動向

本市では、老朽化した２つの焼却施設及びＲＤＦ（廃棄物固形燃料）製造施設を集約、統合し、平成３１（２０１９）年４月よりはつかいちエネルギークリーンセンターの供用を開始しました。

また、令和２（２０２０）年４月に導入した「家庭系可燃ごみの有料化」をきっかけに、市民が積極的にごみの減量化、資源化に取り組んだことで、家庭ごみを含む市域内から発生する総ごみ量は減少し、焼却処理量、資源化量、最終処分量のいずれも減少傾向にあります。

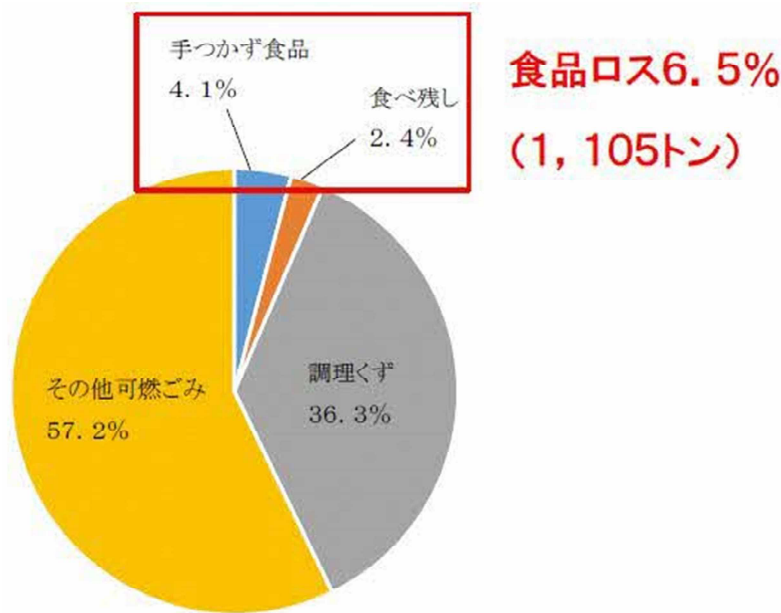
（４）食品ロス※の削減

近年は、まだ食べられるのに廃棄される食品―「食品ロス」が大きな問題となっています。本市でも、食品ロスは家庭系可燃ごみ１７，００５ｔのうち６．５％を占め、令和４（２０２２）年度の推計で年間約１，１０５ｔになります。

本市では、食品ロスを減らすため、余った食品の寄付してもらい、フードバンク活動を行っている廿日市市社会福祉協議会に寄贈するフードドライブ※を令和５（２０２３）年４月から実施しています。

※ **食品ロス**：「フードロス」とも言い、本来は食べることができたはずの食品が、売れ残りや食べ残し、期限切れなどで廃棄されること。フードロスは、生産、加工、小売、消費の各段階で発生し、我が国では「３分の１ルール」と呼ばれる商慣習や、クリスマスケーキや恵方巻きなどの特定日に使用される食品の過剰生産、コンビニなどでの時間切れ食品の廃棄などが具体的な問題となっている。一方で、廃棄される規格外品や賞味期限が近づいた食料品を福祉施設などへ無償で提供するフードバンクや、食べ残しを持ち帰るドギーバッグなど、フードロスを減らす取組も見られるようになっている。

※ **フードドライブ**：家庭や企業で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動。



資料：廿日市市ホームページ

図 2-3-2 食品ロスの割合

(5) 海洋ごみ

近年、マイクロプラスチック※の発生源となる海洋ごみが大きな問題となっています。広島県では、毎年四季ごとに県内135地点を対象にした「県内海岸全域調査」と10地点を対象にした「海岸漂着物組成調査」を行っています。

「県内海岸全域調査」では、市域では32地点が調査地点に設定されています。各地点の評価については、表2-3-10のような対応表に基づいて評価を行っており、令和5（2023）年度の調査において、市域の調査地点のうち評価ランクが高かった（ごみの量が多かった）地点は、いずれも宮島の表2-3-11の5地点でした。特に大野瀬戸の大江浦は、四季を通じて最高ランクのランク10で、毎季軽トラで一台分程度の大量の海洋ごみが漂着している現状にあります。

表 2-3-10 評価ランク対応表

ランク	海岸線延長 10m あたりのゴミの量		
	20L ゴミ袋の数量（袋）	ゴミのかさ容量の表現	かさ容量（L）
0	0	（自然物を除いて）全くゴミがない	0
1 (trace)	約 1/8	2.0L ペットボトルが 1 本程度 500mL ペットボトルが 3～4 本程度	2.5
1	約 1/4	2.0L ペットボトルが 2 本程度	5
2	約 1/2	2.0L ペットボトルが 4 本程度 200～350mL の飲料缶が 15 本程度	10
3	約 1	2.0L ペットボトルが 8 本程度 200～350mL の飲料缶が 30 本程度 ポリタンクならば 1 本程度	20
4	約 2	2.0L ペットボトルが 16 本程度 ポリタンクならば 2 本程度	40
5	約 4	2.0L ペットボトルが 32 本程度 みかん箱ならば 3 箱程度	80
6	約 8	ドラム缶が 1 本分未満程度	160
7	約 16	ドラム缶が 1.5 本分程度	320
8	約 32	ドラム缶が 3 本分程度	640
9	約 64	ドラム缶が 6 本分程度 1 立方メートル程度	1,280
10	約 128	軽トラで一台分程度	2,560

資料：広島県・広島県海岸漂着物実態調査業務報告書、令和6年3月

※ マイクロプラスチック：微細なプラスチックごみの総称で、直径5mm以下のものをいう。ごみとして排出されたプラスチックが紫外線等により劣化して破砕されたものだけでなく、洗顔料や化粧品などに使用されている小さなビーズ状のプラスチックが下水等で環境中に放出されたものが原因とされる。

表 2-3-1 1 廿日市市内の高ランク海岸

地点	ランク			
	春季	夏季	秋季	冬季
養父崎浦	4	4	2	T
山白浜浦	5	5	5	5
革籠崎	6	2	5	6
長浦	5	2	T	2
大江浦	10	10	10	10

資料：広島県．広島県海岸漂着物実態調査業務報告書．令和6年3月

「海岸漂着物組成調査」では、市域では宮島の西側に位置する海岸線延長300mの長浦が調査地点に選定されています。令和5（2023）年度の調査では、長浦での海岸線10mあたりのごみの量は表2-3-12のとおりで、重量、体積とも春季が卓越しています。また、春季の漂着物の組成は、重量比、体積比ともプラスチックが最も大きく、次いでペットボトルとなっています。個数比では四季を通じてカキ養殖パイプが最も大きく、8割前後を占めています。

表 2-3-1 2 長浦での海洋ごみの量

	個数（個）	重量（kg）	体積（L）
春季	149.5	4.01	104.5
夏季	170.6	1.26	44.74
秋季	192.0	0.78	25.00
冬季	98.5	0.83	47.40

※ フロート（浮き）を含む数量。個数の小数点以下の数値は、発泡フロートを現地確認時に目視で確かめた割合で、半分に割れていれば0.5個と計測

資料：広島県．広島県海岸漂着物実態調査業務報告書．令和6年3月

課 題

- 令和2（2020）年度における本市の家庭系ごみの1人1日平均排出量（集団回収量を含む）は、569.8g／人日で県平均の568.1g／人日を上回っており、本市のごみ排出量の65%を占める家庭ごみの排出削減が求められます。
- 令和2（2020）年度における本市のリサイクル率は11.6%で、県平均の12.8%を下回っています。リサイクル可能な紙類及びプラスチック類が可燃ごみとして排出されていることから、一層の分別の徹底、再資源化を推進する必要があります。
- 近年問題となっている「食品ロス」は、本市でも年間約1,105tに上っており、食品廃棄物の削減とともにフードバンク活動の推進が求められています。
- 「食品ロス」と並んで近年問題となっている海洋ごみは本市域では宮島の大江浦で特に顕著に見られます。漂着物は、プラスチック、ペットボトル、カキ養殖パイプなどが多くを占めます。

6. 公害苦情

現 状

令和5（2023）年度の公害苦情件数は80件で、平成29年より減少しました。内容的には、大気の苦情が34件、騒音・振動の苦情が21件などでした。大気は野焼き、その他はごみの不法投棄によるものです。

表2-3-13 公害苦情件数

年 度	大 気	水 質	騒音・振動	悪 臭	その他	合 計
平成29年度	55	11	10	8	25	109
令和2年度	41	5	7	13	14	80
令和5年度	34	8	21	8	9	80

資料：廿日市市、ゼロカーボン推進課

課 題

- 野焼きについての苦情が多く寄せられており、不適正な焼却設備の使用や野外焼却の自粛について、引き続き啓発を行っていく必要があります。
- 事業者による水質汚濁、工場や特定建設作業による騒音・振動について苦情が寄せられており、引き続きこれらの監視に努めていく必要があります。

7. 景観

現 状

（1）景観法と景観行政

景観は、常に市民のまわりにおいて日常的に目にするものであり、快適な環境を構成する最も基本的な要素です。後述する廿日市市景観計画では、景観を「目に映るものだけではなく、廿日市市の風土と、そこに育まれてきた歴史・文化、人々の暮らしや営みを総合的に表すもの」と定義しています。本市は瀬戸内海から中国山地まで多様な環境が広がり、景観的にも様々な構成要素があり、景観の形成及び保全は環境の側面からも重要な取組となります。

本市は平成16（2004）年に施行された景観法に基づく景観行政団体※であり、平成23（2011）年に「廿日市市景観条例」を制定し、平成24（2012）年に「廿日市市景観計画」（以下、「景観計画」という。）を策定、令和2（2020）年に改定しました。景観計画では、本市全域

※ 景観行政団体：景観法を活用した景観行政を推進する地方公共団体のことをいい、政令指定都市及び中核市以外の市町村は、都道府県との協議・同意により景観行政団体になることができる。景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることができる。

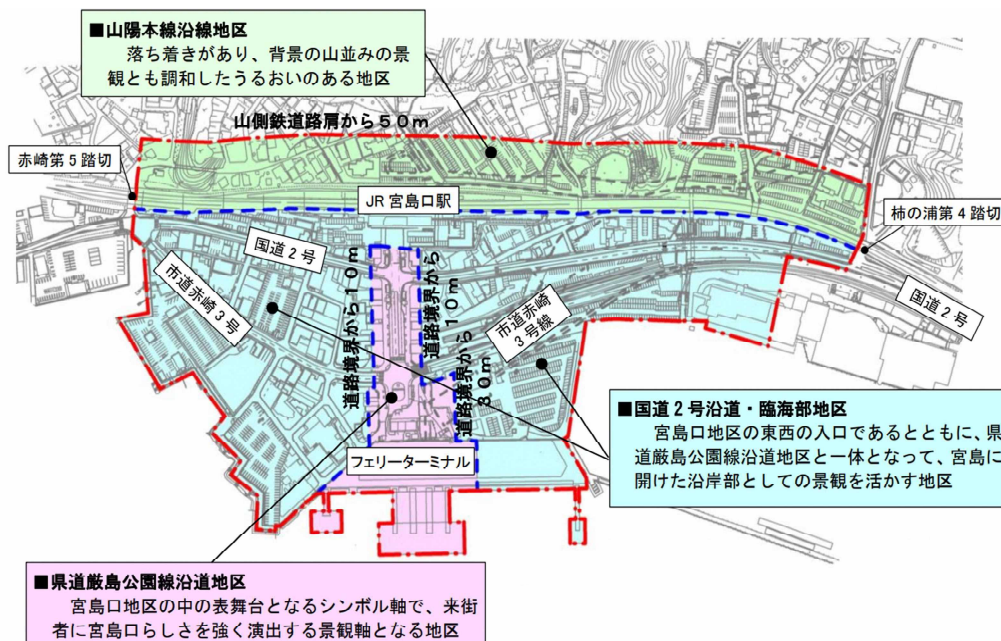
を景観計画区域とし、※※市域全体及び各地域別に景観形成の方針を定め、景観形成上特に配慮すべき行為を対象とした景観形成基準※を定めています。また、より重点的な施策の実施が必要な区域や先導的な役割を果たすことが求められる区域を景観重点区域として指定することとしており、令和2年4月に『宮島口周辺区域』を指定しています。

（２）宮島口周辺区域の景観形成

宮島口周辺地区については、平成28（2016）年にまちの将来像についての基本的な方針を示した「宮島口地区まちづくりグランドデザイン」を策定し、まちづくりの施策の一つである「良好な景観形成」を推進しております。

これに伴い平成31年（2019）年に「宮島口地区景観ガイドライン」を策定、令和2（2020）年には景観重点区域に指定するとともに、「景観地区」を都市計画決定し、建築確認と連動させながら景観形成を推進しています。また、令和4（2022）年には公共サインを対象とした「宮島口地区 都市サイン計画」を策定し、宮島口地区の公共サインに関する方針等を示すことで、拠点機能を高めると共に宮島口地区の回遊性の向上を目指します。

現在、無電柱化や舗装の高質化、民間事業者へ景観形成に向けた支援事業等を行うなど、官民一体となって景観形成に取り組んでいます。



資料：廿日市市. 宮島口地区景観ガイドライン. 平成31年3月

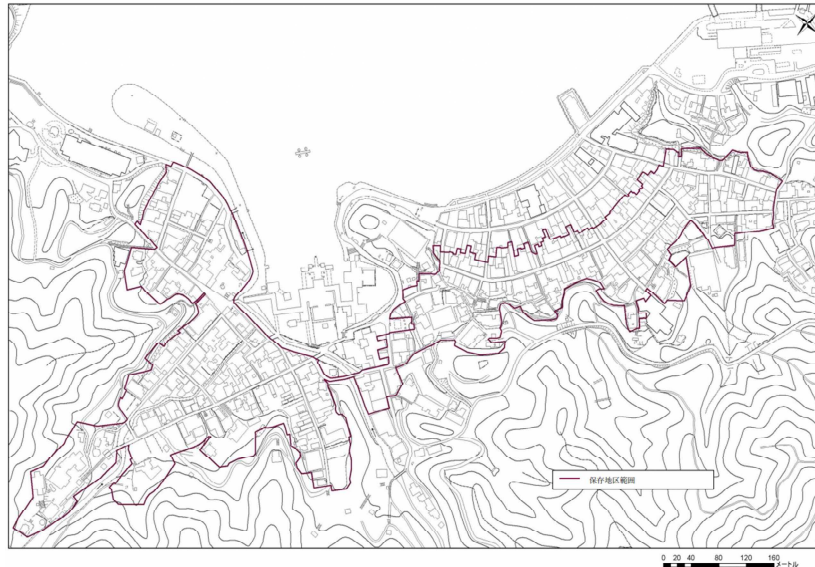
図2-3-3 対象区域及び地区区分

※ **景観重点区域**：景観計画の対象区域（景観計画区域）のうち、本市の景観形成において、より重点的な施策の実施が必要な区域や先導的な役割を果たすことが求められる区域として指定される区域。

※ **景観形成基準**：景観計画で定める届出を必要とする行為（届出対象行為）に対し、行為ごとに定められる良好な景観の形成のために必要な制限の基準。建築物又は工作物の形態意匠の制限、高さの制限、壁面位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度などがある。

（３）宮島の歴史的な町並み保全

室町時代から昭和のはじめにかけて形成された宮島の町並みを保全するために、本市では令和元（２０１９）年に西町と東町を「宮島町伝統的建造物群保存地区」に指定し、令和３（２０２１）年には国の「重要伝統的建造物群保存地区」として選定されました。また、令和６（２０２４）年に「廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区保存活用計画」を策定し、保存のために必要な現状変更の規制や措置などを定めています。



資料：廿日市市．廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区保存活用計画．令和６年３月

図２－３－４ 廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区範囲図

課題

- 景観重点区域である宮島口周辺区域や重要伝統的建造物群保存地区である宮島の町並みは、景観形成・保全の取組が重点的に進められていますが、その他の地域でも景観形成・保全の取組を進めていく必要があります。
- 中山間地域である吉和・佐伯地域では、過疎・高齢化により耕作放棄地や里山の荒廃がみられ、放置された別荘地や自然景観と調和しない建築物や屋外広告物など、里地・里山景観を阻害する要素が増えています。
- 中心市街地である廿日市・大野地域では、市街地の背景や厳島神社大鳥居の借景となるとなる緑豊かな丘陵地を保全し、宮島からの眺望に配慮した建築物・工作物等の規模・形態や色彩の誘導を図っていく必要があります。
- 特別史跡及び特別名勝、世界遺産に指定されている宮島地域では、伝統的建造物群保存地区の保存活用が進められていますが、保存地区は住民の生活の場であることにも十分配慮していく必要があります。また、保存地区だけでなく、弥山原始林や紅葉谷に代表される自然景観を保全していく必要があります。

8. 公園・緑地

現 状

本市の都市公園※は、表2-3-13のとおり235ヶ所、509.36haが整備されています（平成29（2017）年現在）。区域の大半が法規制によりレクリエーション地としての利用が制約される風致公園の宮島公園を除く1人当たり面積は8.04㎡で、国の定める標準面積10㎡／人を下回っています。

主要な公園としては、本市唯一の都市基幹公園※の佐伯総合スポーツ公園、市街地の中心に位置する地区公園の峰高公園、本市で一番最初にできた由緒ある公園の桂公園、けん玉をモチーフにした遊具などがある新しい公園の新宮中央公園（けん玉公園）などがあります。



写真 新宮中央公園（けん玉公園）

※ **都市公園**：都市計画法で規定される都市計画施設のひとつで、地方公共団体や国により設置される公園又は緑地。一般的にいう公園には営造物公園と地域制公園の2種類があり、営造物公園は都市公園のように国や地方自治体が土地を取得して整備するもので、地域制公園は国立公園や国定公園、自然公園のように一定の区域を指定し、土地利用の制限等を行うもの。

※ **都市基幹公園**：都市公園は、基幹公園、特殊公園、大規模公園、都市緑地等に類別される。このうち基幹公園は、住区を構成単位とする比較的小規模な住区基幹公園と、都市を構成単位とする比較的大規模な都市基幹公園に分けられる。都市基幹公園には、総合公園と運動公園がある。

表 2-3-13 都市公園の整備状況

区分		箇所数 (ヶ所)	面積 (h a)	1人当たり面 積 (m ² /人)	主な公園
住区基幹公園	街区公園	204	29.55	2.63	
	近隣公園	8	22.05	1.96	桂公園、四季が丘公園、新宮中央公園（けん玉公園）など
	地区公園	1	6.17	0.55	峰高公園
都市基幹公園	運動公園	1	24.47	2.18	佐伯総合スポーツ公園
特殊公園	風致公園※	2	419.61	37.38	宮島公園、妹背の滝風致公園
緑地	都市緑地	15	3.15	0.28	
	緩衝緑地	2	3.75	0.33	
	緑道	2	0.61	0.05	
合計		235	509.36	45.38	
合計（宮島公園を除く）		234	90.26	8.04	

豊かな自然に恵まれた本市には、都市公園以外にも瀬戸内海国立公園や西中国山地国定公園などの自然公園、万古溪や大峯山などの県自然環境保全地域、東山溪谷緑地環境保全地域などの緑資源があります。

平成30（2018）年に策定された「廿日市市都市計画マスタープラン」においては、将来の都市構造についてゾーニングを行っていますが、市域の大部分を占める中・北部について中部は「水と緑の交流ゾーン」、北部は「森と文化の交流ゾーン」として、豊かな自然や各種施設を活かしたレクリエーションの場と位置づけています。



※ 風致公園：都市公園法において、動物公園、植物公園、歴史公園、墓園などと同じく特殊公園に位置づけられる公園。主として樹林地、湖沼海浜等の自然の風景などを楽しむことを目的とする。都市公園である風致公園は原則として設置者に土地の権原があり、土地の権原に係らず、風致維持のため厳しい制限を行う国立公園や国定公園などの自然公園とは性格が異なる。

4. 地球環境

現 状

1. 廿日市市の取組

本市においては、令和4（2022）年6月、令和32（2025）年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し、市民、事業者、行政の「オールはつかいち」で2050年カーボンニュートラルの実現に取り組むこととしています。

令和5（2023）年には、宮島地域が全国で11番目、中四国・九州地方では初めて環境省の「ゼロカーボンパーク」に登録され、環境に優しい移動手段としてグリーンスローモビリティ（グリスロ）を活用したガイドツアーに関する実証試験を行いました。



写真 グリーンスローモビリティ

令和6（2024）年3月には、「廿日市市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「区域施策編」という。）を策定、「廿日市市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改定し、市域全域及び市の事務事業におけるCO₂の削減目標を設定するとともに、そのための政策も明らかにしました。

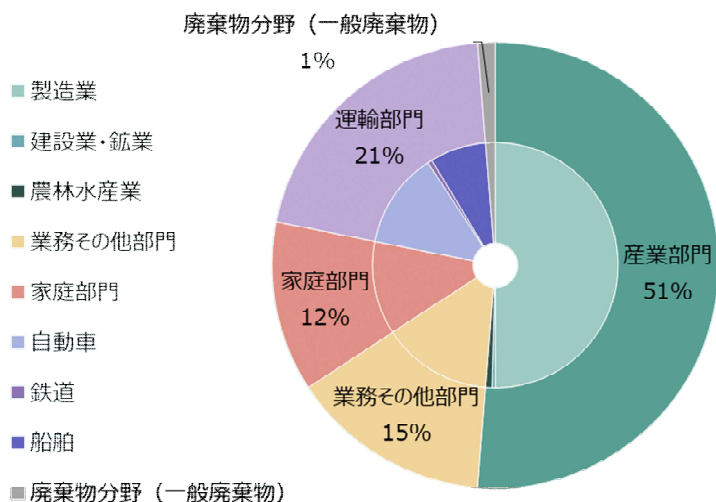
2. CO₂排出量

（1）部門・分野別※CO₂排出量

環境省の「自治体排出量カルテ」によれば、本市の令和3（2021）年度におけるCO₂排出量は1,173千t-CO₂と推計されます。

部門・分野別の排出量の内訳は、図表2-4-1のとおり産業部門が最も多く51%、次いで運輸部門21%、業務その他部門15%、家庭部門12%となっています。

※ **部門・分野別**：日本の二酸化炭素排出量は統計上、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野（一般廃棄物）の5つの部門に区分されている。業務その他部門は、第3次産業に属する企業・個人が事業所の内部で消費したエネルギー消費を表す部門。ただし、事業所外部での移動・輸送に利用したものは運輸部門に計上する。農家や小売の個人企業の自宅での混合消費は家庭部門に計上する。家庭部門は、家計が住宅内で消費したエネルギー消費を表す部門。ただし、自家用車や公共交通機関など人・物の移動に利用したものは運輸部門に計上する。業務その他部門と家庭部門を合わせた部門を民生部門と言い、民生部門は他の部門と異なり、排出削減が相対的に進まなかったことから、我が国の大きな課題となっている。



部門・分野	令和3年度 排出量 [千t-CO ₂]	構成比
合 計	1,173	100%
産業部門	601	51%
製造業	586	50%
建設業・鉱業	5	0%
農林水産業	10	1%
業務その他部門	170	14%
家庭部門	145	12%
運輸部門	242	21%
自動車	148	13%
旅客	86	7%
貨物	62	5%
鉄道	7	1%
船舶	86	7%
廃棄物分野（一般廃棄物）	15	1%

資料：環境省．自治体排出量カルテ

図表 2-4-1 部門・分野別CO₂排出量

（2）CO₂排出量の推移

本市のCO₂排出量の推移は図2-3-9のとおりで、平成28（2016）年度より減少傾向にありましたが、令和3（2021）年度は微増しました。令和元（2019）年度からの減少は、コロナ禍による社会経済活動の停滞によるものと考えられます。

令和3（2021）年度のCO₂排出量は、平成25（2013）年度※の排出量1,415千t-CO₂と比較して17.1%減少しています。

※ 令和3（2021）年4月、菅首相はわが国の2030年度における温室効果ガスを、平成25（2013）年度比で46%削減することを表明しました。

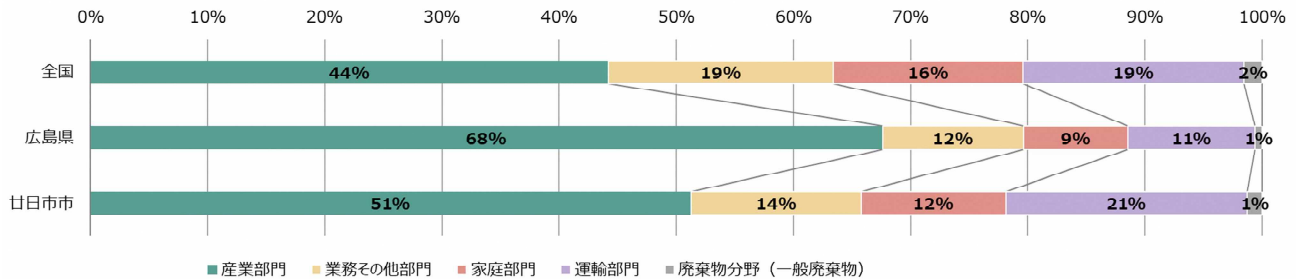


資料：環境省．自治体排出量カルテ

図 2-4-2 CO₂排出量の推移

（3）全国及び広島県との比較

部門・分野別の構成を広島県と比較してみると、産業部門の割合が少なく、運輸部門の割合が多くなっています。全国と比較してみると、業務その他部門と家庭部門の割合がやや少なく、産業部門と運輸部門の割合がやや多くなっています。



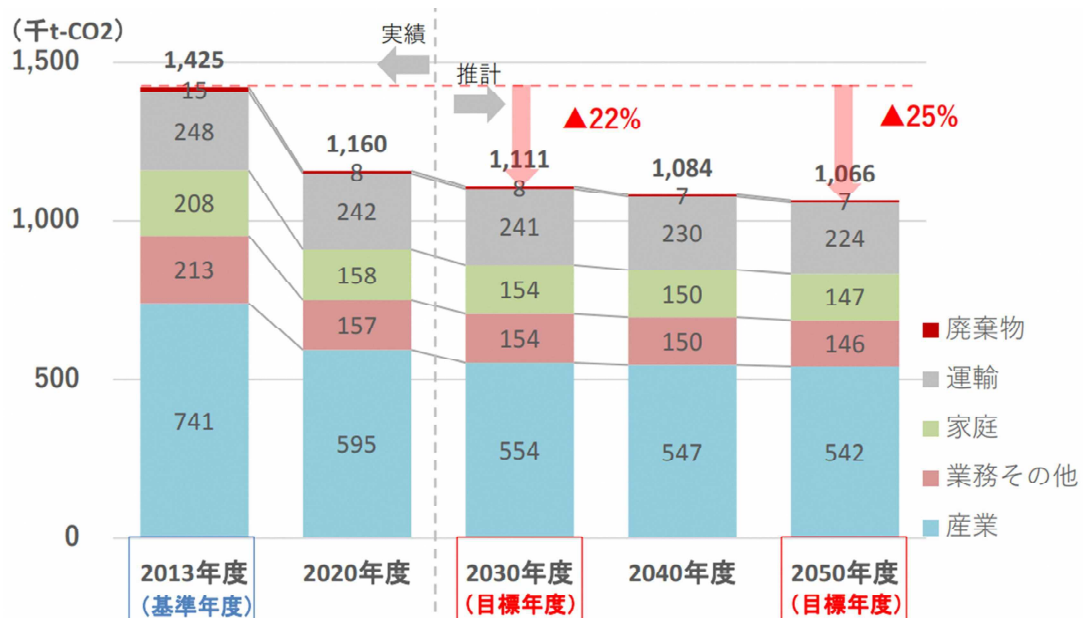
資料：環境省．自治体排出量カルテ

図 2－4－3 全国及び県との比較

課 題

（1）CO₂排出量の将来推計（現状趨勢ケース）

区域施策編においては、現状趨勢ケースとして本市のCO₂排出量を令和12（2030）年度には1,111千t-CO₂（平成25（2013）年度の約78%）、令和32（2050）年度には1,066千t-CO₂（平成25（2013）年度の約75%）になると予測しています。



資料：廿日市市．廿日市市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）．令和6（2024）年

図 2－4－4 CO₂排出量の将来推計（現状趨勢ケース）

(2) CO₂排出量の削減目標と削減項目

区域施策編では、表2-4-1のように削減目標を設定しています。

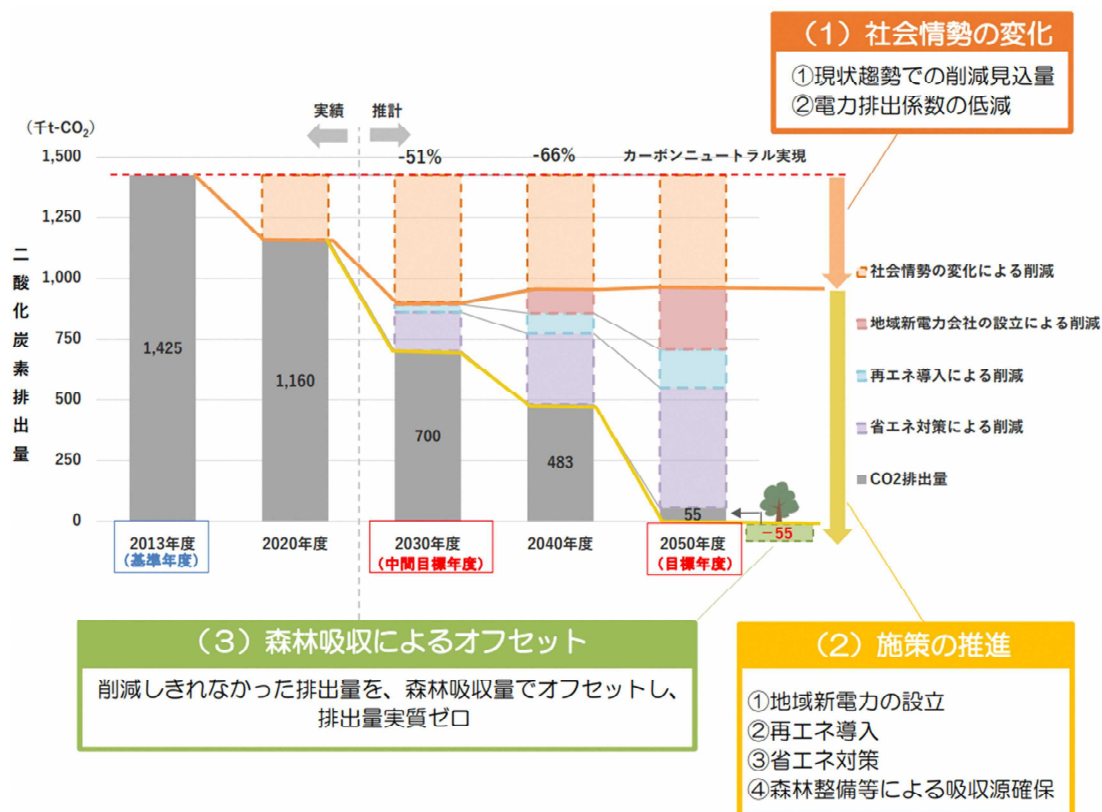
表2-4-1 削減目標

年度	2030	2040	2050
削減目標（2013年度比）	51%削減	66%削減	100%削減（カーボンニュートラル）
排出量（千t-CO ₂ ）	699.1	483.6	0.00
削減量（千t-CO ₂ ）	724.9	942.4	1,425.0※

※ 2050年度の合計は、森林吸収等によるオフセット分（▲54.6千t-CO₂）を含めた数値

また、削減のための取組として、下記の3つを設定しています。

- ① 社会情勢の変化による削減：現状趨勢での削減、電力排出係数※の低減
- ② 施策の推進による削減：地域新電力の設立、再エネ導入、省エネ対策、森林整備による吸収源確保
- ③ 森林吸収によるオフセット

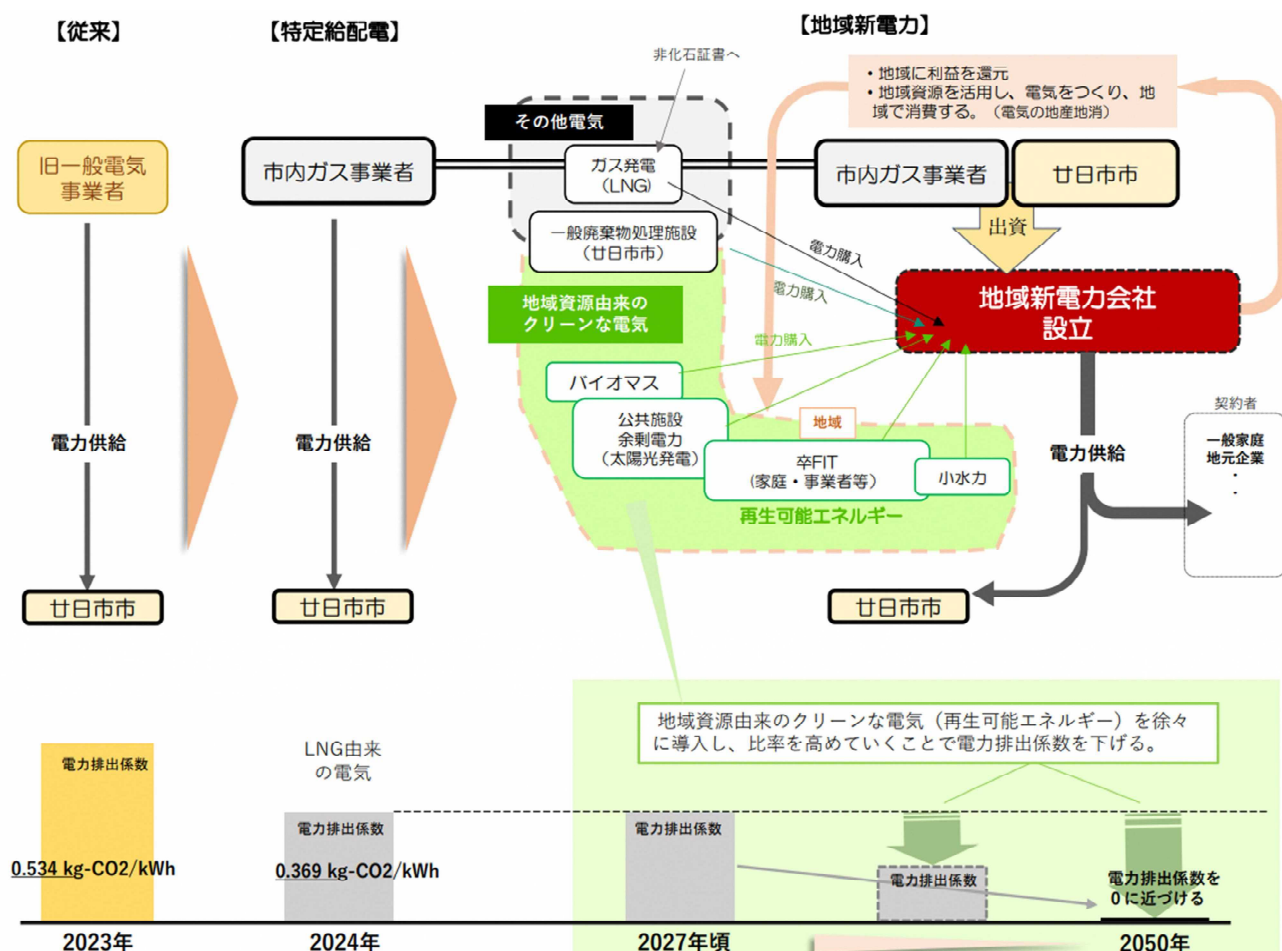


資料：廿日市市、廿日市市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、令和6（2040）年
図2-4-5 CO₂排出量素の対策ケース（削減項目別）

※ **電力排出係数**：電力供給1kWhあたりのCO₂排出量を示す係数で、発電事業者ごとに異なる。電力に係るCO₂排出量は、電気使用量×CO₂排出係数で求められる。CO₂が発生する火力発電の割合が多いほどCO₂排出係数は大きくなる。CO₂排出係数には、発電の際に排出したCO₂排出量を販売した電力量で割った値である基礎排出係数と、調達した非化石証書等の環境価値による調整を反映した調整後排出係数がある。

(3) 地域新電力の設立

区域施策編で設定した取組のひとつである地域新電力については、広島ガス（株）の廿日市工場で発電した電力を市内公共施設に供給する特定給配電契約を発展させ、設立を検討します。地域新電力の設立により、電力の地産地消の推進や、再エネ比率を高めた二酸化炭素排出係数の低い電気を地域へ供給するだけでなく、利益を活用し市内での脱炭素化の推進と地域課題の同時解決を図ることを目指します。また、そのために、マイクログリッド（小規模電力網）の形成を推進します。



資料：廿日市市 廿日市市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 令和6（2024）年

図2-4-6 地域新電力導入イメージ

3. 再生可能エネルギー

現 状

(1) 再生可能エネルギー導入の現状

本市では、普及啓発や災害時のライフライン確保などを目的に本庁舎・文化センター（40kW）をはじめ、廿日市浄化センター（442kW）や大野浄化センター（245kW）など23ヶ所の公共施設に太陽光発電システムを設置しています。また、大野寮跡地（2100kW）など5

ヶ所の公共施設で土地貸し、四季が丘中学校（97.2kW）など16ヶ所の公共施設で屋根貸しによる太陽光発電システムを導入しています。

また、ひろしま再生可能エネルギー推進有限責任事業組合の「地域還元型再生可能エネルギー導入事業」により、大野太陽光発電所（2,163kW）が整備され、発電事業によって得られる収益は地域に還元されています。

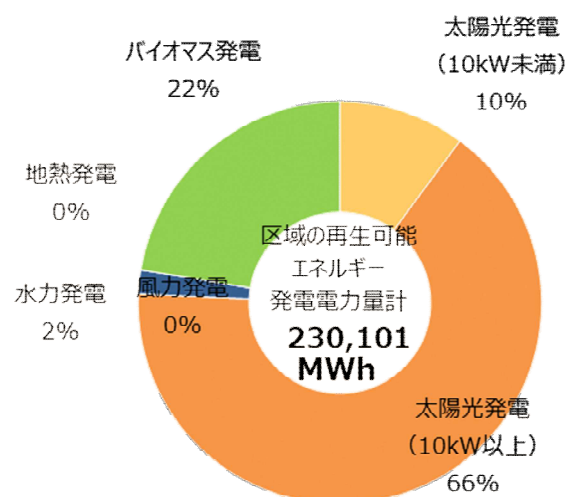


写真 左）市役所本庁舎の太陽光パネル 右）大野太陽光発電所

（２）再生可能エネルギーによる発電電力量

環境省の「自治体排出量カルテ」によれば、本市の令和4（2022）年度の再生可能エネルギーによる発電電力量は、230,101MWhと推計されます。このうち産業用である10kW以上の太陽光発電が66%を占め、次いでバイオマス発電が22%、10kW以下の家庭用太陽光発電が10%となっています。

※ 再生可能エネルギーによる発電電力量は、区域の再生可能エネルギーの導入容量と調達価格等算定委員会「調達価格等に関する意見」の設備利用率から推計したもの



資料：環境省、自治体排出量カルテ

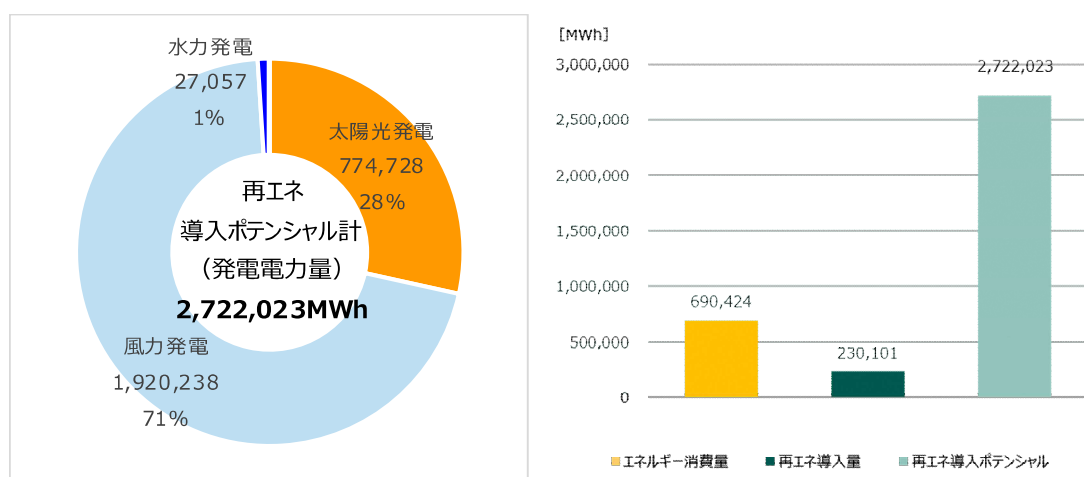
図2-4-7 再生可能エネルギーによる発電電力量

（３）再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

環境省の「自治体排出量カルテ」によれば、本市の令和４（２０２２）年度の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル（発電電力量）※は２，７２２，０２３ＭＷｈで、風力発電がその７１％を占め、次いで太陽光発電が２８％で、この２つでそのほとんどを占めています。

現在のエネルギー消費量６９０，４２４ＭＷｈに対し再生可能エネルギー導入量はその３３．３％の２３０，１０１ＭＷｈで、再生可能エネルギー導入ポテンシャルはその３．９倍となっています。

※ 再生可能エネルギーの導入ポテンシャルとは、設置可能面積、平均風速、河川流量等から理論的に算出することができるエネルギー資源量（賦存量）のうち、法令、土地用途などによる制約（国立公園、土地の傾斜、居住地からの距離等）があるものを除いたエネルギー資源量の推計値



資料：環境省「自治体排出量カルテ」を基に作成

図2-4-8

左）再エネ導入ポテンシャル（発電電力量）の内訳

課題

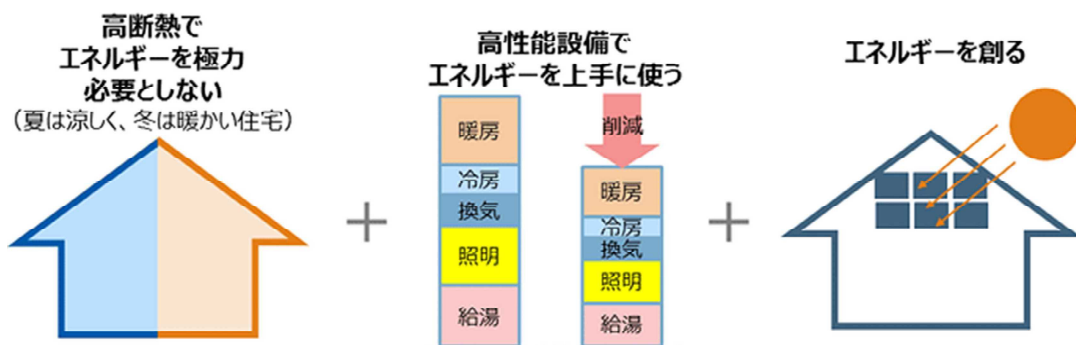
- 本市における再生可能エネルギーの導入は太陽光発電が中心で現在のエネルギー消費量の１／３しか活用できていません（再生可能エネルギー自給率３３．３％）。一方、風力発電がその７割を占める再生可能エネルギー導入ポテンシャルはエネルギー消費量の４倍近くもあり、一層の再生可能エネルギーの導入が求められます。
- しかしながら、豊かな自然資源に対する様々な法適用のある本市では、風力発電や太陽光発電の施設整備にあたっては、環境に対して慎重な配慮が求められます。

4. 省エネルギー

(1) ZEB・ZEH

省エネルギーには様々な取組がありますが、建物の断熱化、高気密化によりエネルギー使用量を減らすことが最も効果的です。さらに、太陽光発電などによりエネルギーを創ることで（創エネ）建物で消費するエネルギー収支をゼロにするZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング：Net Zero Energy Building）やZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス：Net Zero Energy House）の導入を推進します。令和3（2021）年に閣議決定された第6次エネルギー基本計画においても、「2030年度以降新築される住宅について、ZEH基準の水準の省エネ性能の確保を目指す」、また、「2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す」という政府目標が挙げられています。

区域施策編の「地球温暖化対策に関する施策」の「省エネ対策」においては、事業者（業務その他部門）に対しては「新築、改築時におけるZEBの導入割合」、家庭部門に対しては「新築、改築時におけるZEHの導入割合」を唯一の目標設定項目としてあげています。



資料：資源エネルギー庁 ホームページ

図2-4-9 ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは

(2) 補助金による支援

本市では、市民に対しては、前述のZEHの実現に向けて住宅の断熱性の向上や高効率給湯器の導入等の住宅省エネ化を支援する補助事業「住宅省エネ2024キャンペーン」や「住宅用太陽光発電設備等導入促進補助金」、事業者に対しては、「事業所用創エネ・省エネ設備導入促進補助金」などの補助事業による資金援助を行なっています。また、自動車については、「電気自動車等導入促進補助金」「次世代自動車導入促進補助金」などの補助事業による資金援助を行なっています。

5. 環境活動

現 状

1. 環境保全

(1) 地域との協働による清掃活動

本市では、各地域の公衆衛生推進委員会（以下、「公衛協」という。）主催により、市民による一斉清掃等が実施されています。地域によっては、ボランティア団体の参加もあり、沿道・海・川などの清掃活動が行われています。

令和5年（2023）年度は、廿日市地域で実施された市内一斉清掃に、13,110名の参加がありました。

表2-5-1 市内一斉清掃（廿日市地域）参加者数

年 度	参加者数
平成29年度	16,933
令和2年度	中止
令和5年度	13,110

資料：廿日市市ゼロカーボン推進課



写真 地域との協働による清掃活動

(2) 海のクリーンアップ作戦

本市では毎年、公衆衛生推進協議会等との共催で、海岸漂着ごみを回収・処分し、良好な景観及び環境の保全を図るために、市民参加による海岸清掃活動「海のクリーンアップ作戦」を行っています。令和5（2023）年度は扇園海岸と大野鳴川海岸で実施し、約290名参加しました。



写真 海のクリーンアップ作戦の様子（令和5年 扇園海岸）

2. 環境学習

（1）自然観察・自然保護

豊かな自然見恵まれた本市には、各地域の施設やフィールドを拠点として、様々な自然観察・自然保護活動が行われています。

おおの自然観察の森や宮島水族館では、毎年様々な自然観察会等のイベントを開催しています。広島県を事務局とする「ミヤジマトンボ保護管理連絡協議会」では、環境学習や講演・研修の実施とともに、市民参加によるミヤジマトンボの生息地の整備を行っています。

「宮島地区パークボランティアの会」は、宮島を中心とした瀬戸内海国立公園内を活動範囲として、環境省と連携して自然観察会や清掃活動、施設の維持修繕を行っています。

（2）親子向け環境講座等の実施

本市では毎年、小学生とその保護者を対象に、春休みや夏休みを利用して屋外での自然観察「親子向け環境講座」を実施しています。令和5年度は、春休みに宮島包ヶ浦自然公園において植物観察と海の生き物調べを行いました。

また、小学生を対象として、動植物と触れ合う体験学習「水辺・里山教室」、地球温暖化の原因と影響について考え学習する「地球温暖化防止教室」、ラムサール条約やミヤジマトンボの生態を学習する「ラムサール条約特別教室」を開催しています。



写真 宮島包ヶ浦自然公園での親子向け環境講座の様子

3. 啓発活動

(1) はつかいち環境フェスタ

本市では毎年、廿日市市公衆衛生推進協議会、(一財)広島県環境保全公社と連携し、「はつかいち環境フェスタ」を開催しています。本イベントは、市民・事業者が地球温暖化をはじめとする環境問題や環境保全への関心と理解を深め、各団体・企業などの取組について知ること、一人ひとりが環境保全へ取り組むきっかけ作りの場となることを目的として開催するものです。



写真 はつかいち環境フェスタの様子

課 題

- 地域清掃などの環境活動は地域との協働によりなされるものですが、近年は、地域のコミュニティが希薄になりつつあり、活動に参加する人も限られた住民となる傾向があります。今後は、世代や年代の枠を超え、活動に参加する住民の枠を広げていく必要があります。
- 本市には、大企業や特色を持つ企業も多く存在しており、今後はこれらの事業者とも、更に積極的に連携して環境活動を推進していく必要があります。
- 宮島をフィールドとした環境活動が盛んですが、本市の特徴的環境資源である中国山地や中山間地域を対象とした活動の拡大も望まれます。

6. 環境の課題

これまで述べてきた本市における環境の課題は以下のとおりです。

自然環境 の課題	【生態系の保全】野生生物は、多くの生きもののかかわりの中で生息しており、生息環境も含め、生態系全体を保全していく必要があります。そのため、希少種だけでなく、普通種についても配慮していくことが必要です。 【里山】里山や中山間地域の荒廃により、生物の生育・生息空間が脅かされ、鳥獣被害が発生しています。 【ミヤジマトンボ】台風や集中豪雨による生息地への土砂の流入や海砂の堆積、生息環境のヒトモトスキのイノシシによる食害などにより脆弱な生息地が狭小化しており、生息地の適切な維持管理の継続が必要です。 【外来生物】アルゼンチンアリなどの外来生物により、生態系が脅かされています。
生活環境 の課題	【河川水質】佐方川水系は類型指定されていませんが、近隣の河川が指定されているB類型をあてはめると、環境基準を超過しています。 【湖沼水質】渡ノ瀬ダム貯水池（渡ノ瀬貯水池）の水質は、CODは環境基準を達成していますが、全窒素及び全りんは環境基準を超過しています。 【海域水質】大野瀬戸東の水質は、全窒素は環境基準を達成していますが、COD及び全りんは環境基準を超過しています。 【道路交通騒音】24時間調査では、一般国道2号の大野（宮島口）で等価騒音レベルは昼間・夜間のいずれも環境基準を超過しています。騒音マップ調査では、等価騒音レベルは前空六丁目、宮島支所、古川あいあい公園の3地点で環境基準を超過しています。 【航空機騒音】市内3ヶ所の測定地点すべてで騒音レベル70dB以上の航空機騒音が観測された日数は130日を、騒音レベルの最大値は80dBを越えています。 【ごみ排出量】本市のごみ排出量の65%を占める家庭系ごみの排出量原単位は、県平均を上回っており、家庭ごみの排出削減が求められます。また、本市のリサイクル率は県平均を下回っており、一層の分別の徹底、再資源化を推進する必要があります。 【公害苦情】野焼きについての苦情が多く寄せられており、不適正な焼却設備の使用や野外焼却の自粛について、引き続き啓発を行っていく必要があります。事業者による水質汚濁、工場や特定建設作業による騒音・振動について苦情が寄せられており、引き続きこれらの監視に努めていく必要があります。 【景観】宮島口や宮島だけでなく、その他の地域でも景観形成・保全の取組を進めていく必要があります。 【公園・緑地】1人当たりの公園・緑地の面積は、標準面積を下回っており、公園・緑地の整備を進める必要があります。特に、近隣公園、街区公園など住区基幹公園を計画的に整備する必要があります。
地球環境 の課題	【CO₂削減目標】CO₂を2013年度比で2030年度に51%、2040年度に66%、2050年度に100%削減していく必要があります。 【地域新電力の設立】地域新電力の設立により、電力の地産地消や、再エネ比率を高めた二酸化炭素排出係数の低い電気の地域への供給を推進していく必要があります。 【再生可能エネルギーの推進】本市の再生可能エネルギー導入ポテンシャルはエネルギー消費量の4倍近くもあり、一層の再生可能エネルギーの導入が求められます。 【省エネルギーの推進】補助金等を活用し、ZEB・ZEHを推進していく必要があります。
環境活動 の課題	【地域活動への参加】地域のコミュニティが希薄になる中、地域清掃などの環境活動は、世代や年代の枠を超え、参加する住民の枠を広げていく必要があります。 【企業との連携】本市を代表する大企業や特色のある企業とも更に連携を強め、環境活動を推進していく必要があります。 【中山間地域での活動】本市の特徴的環境資源である中国山地や中山間地域を対象とした活動の拡大も望まれます。

